

## II 世界の通商分野の新潮流

### 1. 安定を取り戻した世界の貿易政策とWTO

#### (1) 妥結の糸口が見えないWTOドーハラウンド

##### ■ 二国間・複数国間レベルの取引交渉が台頭

ドーハラウンドは2008年7月のジュネーブ非公式閣僚会合で山場を迎えて以降、大きな進展がみられていない。同会合では、農業交渉と非農産品市場アクセス（NAMA）交渉というラウンドの中核分野において、全加盟国で関税引き下げの基本方式や補助金の削減率などの大枠（「モダリティ」）基本合意に近づいたものの、米国とインド、中国の間で農業の特別セーフガード（緊急輸入制限）メカニズムの発動要件や、NAMAの分野別関税撤廃などの議論の妥結がみられず、決裂に終わった。

2009年半ば以降の主な動きとしては、まず2009年6月にOECD閣僚会合と併せてWTO非公式閣僚会合が設けられた。ここで注目されたのが、カーク米国通商代表の提案である。カーク代表は、ラウンド交渉のあり方として全加盟国でモダリティの合意を目指す従来の方式から、二国間レベルでの市場アクセス改善を交渉し、その成果を最恵国待遇に基づき全加盟国で共有する方式に転換していく案を示唆したとされる。

2009年9月にはインドの主催でニューデリーにて非公式閣僚会合が開催された。インドは2008年7月の交渉決裂において、米国などから「戦犯」扱われたところ、会議を主導することで、交渉への積極性をアピールする狙いがあったとみられる。会議後のシャルマ商工大臣による議長総括では「マルチを主たるプロセスとして議論の透明性を確保しつつ、他のやり方（二国間・複数国間の協議）を通じて各国間の理解を深めていくこと」に言及があり、やはり従来の交渉方式からのシフトが進んでいく可能性が改めて浮かび上がった。

2009年11月にジュネーブで開催された第7回閣僚会議は、2005年の香港閣僚会議以来4年ぶりの公式閣僚会議であったが、ラウンド交渉自体は行われず、これまでのような閣僚宣言も採択されなかった。会議では世界経済回復のための課題や保護主義を防ぐためのWTOのモニタリング機能の強化、気候変動対策においてWTOがなし得る貢献などが議論された。閣僚レベルでの交渉は、成功すれば局面の打開に結びつく可能性がある反面、

2003年のカンクン第5回閣僚会議が示したように、決裂すればWTOの影響力低下、多国間貿易体制のゆらぎを象徴するものとしてインパクトが大きく、リスク要因でもある。そのリスクが回避されたのが唯一の成果ともいえ、現在のWTO交渉の閉塞状況を象徴する会議となった。

2010年1月のダボス非公式閣僚会合では2009年12月の気候変動枠組み条約締約国会議（COP15）を受けて、貿易と環境の問題がクローズアップされた。WTOとしては、当面COPの議論を見極めつつ、ドーハラウンド交渉における環境物品などの自由化交渉を引き続き推し進めていくことの重要性が確認された。

2010年2月の定例一般理事会では、後発開発途上国に関連する事項などについて、という前提ながら一部の分野のアーリーハーベスト（先行合意）の可能性について多くの加盟国から言及があった。これまでドーハラウンドは原則としてシングル・アンダーテイキング（一括受諾）を前提として議論されてきただけに、アーリーハーベストの可能性模索は現状の行き詰まりに対する打開策として注目される。

2010年3月には事務レベルでラウンド全体の進捗評価が行われた。ラミー事務局長は、各交渉会合とは別に、適切な時点において二国間または複数国間レベルでの分野横断的な「ギブアンドテイク」（取引交渉）に着手することや、事務局長自身による周旋の重要性に言及した。6月の貿易交渉委員会（分野別の交渉を取りまとめる上位委員会）でもラミー事務局長は「まだその（分野横断的ギブアンドテイクの）時期ではない」としたものの、独立した交渉分野ごとに合意を得た上で、すべての交渉分野が妥結した段階で一括受諾を目指す従来の方式には限界があり、二国間または複数国間レベルの交渉も含めた方式へと軌道修正を迫られているともみられている。

2010年4月には、米国、EU、中国、インド、ブラジルの主要5カ国・地域の高級官僚によりラウンドの妥結に向けた方策が議論され、20カ国・地域程度の枠組みで取れんを目指していく方向性が確認された。

##### ■ 「貿易と環境」や「貿易円滑化」では進展も

農業とNAMAで政治的な打開の見通しがたたない中、個別の交渉分野では事務レベルでの作業が進んでいる。中でも貿易と環境は2010年1月のダボス会合でもクローズアップされたとおりに、注目度が高まっており、加盟国からの個別提案が集まっている（4.（2）参照）。

貿易円滑化交渉は比較的対立が少ないこともあり、事

務レベルではこの1年でもっとも作業が進んでいる交渉分野といえる。貿易円滑化は、貿易と投資、貿易と競争政策、政府調達の透明性と並んでドーハラウンド開始時点では交渉開始が先延ばしとなっていた。先のウルグアイラウンドで、サービス分野や知的財産権など多くの新分野で新たな義務を負うことになった途上国が、さらなる貿易義務の履行に消極的であったためである。結果的に他の3分野の交渉化が見送られたのに対し、貿易円滑化は、キャパシティビルディングや通関インフラの整備支援など途上国への配慮を交渉モダリティに盛り込むことで合意を得て、2004年8月に交渉が開始された。交渉はGATT第5条「通過の自由」、第8条「輸入および輸出に関する手数料および手続き」、第10条「貿易規則の公表および施行」の3条文の明確化と発展を目的とする。2009年12月には16条からなる統合ドラフトテキストのたたき台が加盟国間の合意の下、公表された（図表Ⅱ-1）。多くの条文で括弧書きの選択肢が残るものの、2010年に入っても作業は進み、5月には早くも二次改訂版が取りまとめられた。特に規則のインターネットなどによる公表や、新規則などの実施に際しての事前教示制度の導入など第10条の明確化作業では相当な意見集約がみられており、交渉の着地点の見通しが可能な数少ない分野といえる。

ウルグアイラウンドでは交渉7年目の92年11月、米国とEUの政治的妥結（ブレアハウス合意）によって、合

意への道筋が開かれた。途上国に対しNAMAやサービスなどの分野でハイレベルな自由化を求める米国と、これに難色を示すインド、ブラジルなどの有力途上国という対立が埋まらないまま、ドーハラウンドは間もなく開始から10年を迎えようとしている。

## (2) 金融危機後の貿易制限的措置

### ■貿易制限的措置の導入は一服、引き続き警戒は必要

世界金融危機以来、不況による企業の経営悪化に伴い、競合する輸入製品に対する警戒感が世界的に高まっていった。一部の国・地域では、自国産業の保護や雇用確保のために、関税の引き上げ、強制規格の導入、政府調達における国内産品の優先使用といった貿易制限的措置が導入された。

最近でも、既存の措置の延長や対象の拡大に加えて、新規に導入された措置がみられる。例えばロシアでは、2009年1月から9カ月間の時限措置だった自動車関税引き上げを、10月にはさらに9カ月間延長し、期日を2010年7月までとした。また同国は、2009年11月には鉄鋼のロール製品、2010年2月にはポリカーボネートの関税率を引き上げた。メルコスールも、2010年1月以降、繊維やかばんなど一部品目の関税率を引き上げている。輸入許可関連では、インドネシアが、2008年12月に公表した輸入業者登録制度の対象品目につき、2010年4月には化粧品や伝統薬など41品目を新たに追加するといった措置

図表Ⅱ-1 ドーハラウンドの進捗状況

分 野	論 点
全 般	主要な交渉分野である農業、NAMAで分野別のモダリティ（枠組み）合意が困難となる中、二国間および複数国間で分野横断的な取引交渉の必要性を主張する意見が高まる。また、すべての交渉分野の一括受諾（シングルアンダーテイキング）という前提に対して、後発開発途上国に関する事項など、特定分野についてアーリーハーベスト（先行合意）の可能性についても言及。
農 業	国内支持（補助金削減）については、生産制限を前提とした直接支払いと定義される「青の政策」を、生産制限を前提としない直接支払いにも拡大するに当たり、その品目別上限の設定、市場アクセス（関税削減）では、通常の関税削減フォーミュラを適用しない重要品目の数、関税割当ての新設、途上国にのみ認められる特別セーフガードメカニズム（SSM）の発動要件などで取れんがみられない。輸出補助金は、先進国は2013年まで、途上国は2016年までにすべての輸出補助金的要素を撤廃（ただし途上国は農業協定に基づく一部の運送費用等は2021年まで許容）することでおおむね合意。
非農産品市場アクセス（NAMA）	関税削減フォーミュラについては一部の途上国から追加的な柔軟性の要求がある。分野別関税撤廃は貿易と環境交渉で交渉されている環境物品分野を除き、参加は義務ではない。一部の加盟国主導での二国間および複数国間での取引交渉が展開している。
サ ー ビ ス	リクエスト・オファー方式で行われる二国間での市場アクセス提案は2008年7月以降ほとんど進展がない。GATSルールについては、セーフガード措置の導入、サービス分野の政府調達規律に関して対立が大きい。
ル ー ル	アンチダンピング（AD）、補助金および相殺関税、漁業補助金、地域貿易協定の4分野を交渉。ADでは、ゼロイング（ダンピング・マージンの算出方法）、ダンピングと損害の因果関係、サンセット・レビュー（AD税賦課見直し）など、補助金等では、輸出補助金の基準やコスト割れファイナンスに関する規定の追加などで取れんがみられない。漁業補助金は禁止補助金の範囲で対立。地域貿易協定分野ではWTOによるFTAのレビューメカニズムや、ガット第24条の明確化作業などを引き続き協議。
環 境	環境物品の特定において、各国から個別提案を募集。関税削減・撤廃アプローチについては、品目リストを列挙する方式、リクエスト・オファー方式を中心に引き続きオープン。
知的財産権の貿易関連の側面（TRIPS）	ワインや蒸留酒の地理的表示の通報登録制度の内容について、登録することによる法的効果や、加盟国間の権利義務のバランスなどの観点で引き続き協議。
貿 易 円 滑 化	2009年12月に交渉のベースとなる統合テキストが発表された。主な項目はガット第10条（貿易規則の公表および施行）関連（情報の公表および入手可能性、事前の公表と協議、事前教示制度、異議申立て制度など）、ガット第8条（輸入および輸出に関する手数料および手続き）関連（輸出入に関する手数料等、貨物の通関および引き取り、輸出入に関する手続きなど）、ガット第5条（通過の自由）の範囲など、途上国に対する経過措置、など16カ条。

〔資料〕WTO事務局資料、WTO Reporter（BNA）などから作成。

があった。また同国は、2009年9月より特定ガラスシート  
の輸入に船積み前検査を義務付けているが、同製品に  
関してはそれに加え、2010年6月以降国家規格の順守を  
義務付けている。

こうした各国・地域の貿易制限的な動きに対し、監視  
機能を果たしてきたのがWTOである。WTOは2008年  
10月にタスクフォースを設置し、各国・地域の貿易制限  
的措置への監視を開始した。その後、2009年4月の貿易  
政策検討機関（TPRB）会合において、WTOが各国の貿易  
措置導入状況をとりまとめることが決定し、以後定期的  
に報告書が発表されている。

2010年3月に公表された、WTO、OECD、UNCTAD  
の3機関共同報告書では、2009年9月から2010年の2月  
までにG20が導入した新たな貿易制限的措置は減少傾向  
にあると指摘された。報告書はまた、こうした措置が、  
G20の輸入総額のうち多く見積もっても0.7%、世界全体  
では0.4%にしか影響しなかったと試算した。この数字は  
前回の調査対象期間（2008年10月から2009年10月）の  
それぞれ1.3%、0.8%から大幅に減少しており、貿易に大  
きな影響を及ぼすような深刻な保護主義化の動きはみら  
れないと結論づけた。

さらに、2010年6月に公表された最新版の報告書は、  
2009年11月から2010年5月半ばまでに加盟国が新たに  
導入した貿易制限的措置をまとめている。WTOは、最近  
では食糧や原材料に対する輸出制限措置が増えつつあ  
るとしながらも、全体としての貿易制限的措置の件数は  
減少に向かっていると指摘した。

前述のように関税を引き上げる国・地域がある一方で、  
カナダが2010年4月に、機械機器など約1,500品目の関  
税を撤廃した例にみられるように、むしろ貿易促進につ  
ながる措置を実施した国もあった。また、従来導入され  
ていた貿易制限的措置のうち、撤廃や見送りが決定した  
措置も散見された。例えばインドは、2009年11月以来工  
業規格（BIS）の適合を義務付けていた熱延コイルにつ  
き、2010年1月には輸入自由品目へ戻した。また中国で  
は、一部のITセキュリティ製品に対する強制認証制度  
（CCC）の実施を、当初開始を予定していた2009年5月  
から1年延期した上、対象品目を政府調達品に限定する  
との制度修正を行った。2010年3月にはさらに、本制度  
が中国国有企業の調達にも適用されないことが、改めて  
確認された。中国は他にも、2009年5月に、国内で生  
産・販売されるコンピュータや輸入コンピュータに対す  
る検閲ソフトのインストールを義務付けるとの通知を  
行ったが、翌月には措置の無期限延期を発表した。その  
他にも、2009年11月には、中国国内で開発された技術製  
品をリスト化し政府調達において優遇するとの発表を

行った。この発表は先進国の猛反発を招き、結果、2010  
年4月の改定案では、その技術が「国内生来である」と  
の条件を削除し、自国開発であれ技術移転であれ、中国  
国内での知的財産権を保有していればよいこととした。  
先進国の不満はある程度解消されたが、依然として、ど  
のような技術が適合するのかが不透明、リストに基づく  
優先調達管理が複雑化する、といった点が懸念されて  
いる。ただ全般的には、外から指摘された措置について  
政府が撤回あるいは見直しを行ったり、内国民待遇に配  
慮したりするなど、WTOルールを重視する動きが確認  
できる。

WTOルールの尊重と貿易制限的措置の抑制に対する  
姿勢は、さまざまな国際会議の場で繰り返し強調された。  
2010年6月上旬に開催されたAPEC貿易担当相会合で、  
改めて保護主義回避に関する声明が出されたほか、6月  
末にトロントで開催されたG20サミットの声明でも、新  
たな貿易・投資障壁を控えるとの誓約を、2008年ロン  
ドンサミット時に約束していた2010年末から3年間延長し、  
2013年末までとすることが盛り込まれた。

総じて、各国・地域がこれまで採用した貿易制限的措  
置は、WTOルールの枠内にとどまっていたといえる。高  
度な司法機能を有するWTOの存在に加えて、各国・地  
域が保護主義の危険を認識し、迅速かつ成熟した対応を  
とったことが功を奏し、1930年代にみられたような保護  
主義の台頭は現状回避されたと指摘できる。

#### ■貿易救済措置も減少傾向に

不況時には増加しやすいとみられる貿易救済措置も、  
足元では調査開始件数が減少傾向にある。

アンチダンピング（AD）、相殺関税（CVD）、セーフ  
ガード（SG）といった貿易救済措置は、WTO協定上認  
められた正当なものである。ただし、ルールに沿った措  
置とはいえ、国内産業の保護を目的とした濫用は隠れた  
保護主義ととられかねない。貿易救済措置は、調査が開  
始された時点で輸出先企業の輸入意欲を阻害し、いざ発  
動に至れば、対象品目の貿易量に相応の影響を与えると  
されているためである。その貿易救済措置の調査開始件  
数は、2008年第4四半期に急増し、2009年に入ってから  
も第3四半期にかけて増加する傾向がみられた（図表II  
-2）。

貿易救済措置の中でも最も頻繁に活用されるADは、  
2009年通年で195件の調査が行われた（世界銀行ベース、  
2008年は219件）。各国で不況が深刻化する中、インドや  
アルゼンチンなどの途上国が、ADを積極的に利用した。  
主な調査対象国は中国で、全調査開始件数の約4割を占  
めた。消費の冷え込みにより、安価な中国産品に対する  
各国の警戒姿勢が強まったと考えられる。ただし、景気

後退局面においてADが多用された過去のケースと比較して、2008～2009年が歴史的に高い水準にあったわけではないことが指摘されている。WTOによると、前回世界の貿易額が減少した2001年には、AD調査開始件数も過去最多の366件に達した。しかし、今回の場合は、2007年の件数が特に少なかったために増加分が目立ったこともあり、長期的にみた場合には決して件数が多いとはいえない。

一方、2009年に入ってから、CVDとSGの調査が増加したことが特徴的である。2008年にはわずか14件だったCVDの調査開始件数は、2009年には29件へ増加した。SGについても、2008年第4四半期以降調査が活発化し、95年以降は年平均13件だった調査開始件数が、2009年には25件に跳ね上がった。対中特別SG調査も2009年に6件立て続けに実施された。対中特別SGは、輸入源を問うことなく発動される一般SGと異なり、中国産品のみを対象とすることができる。2013年末まで発動が可能となっており、2009年中は米国がタイヤへ、インドがアルミ製品やソーダ灰などへの発動を決定した。

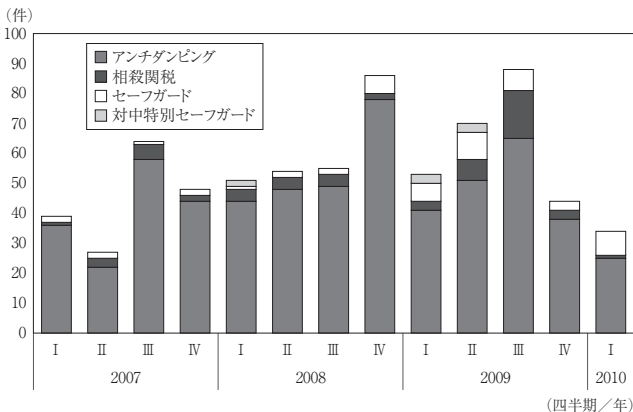
2008年以降活発化していた貿易救済措置の調査だが、2009年第4四半期には金融危機以来、初めて減少に転じ、2010年に入ってからその傾向が続いている。発動件数についても、2008年下半年以降、毎四半期平均40件以上だったものが、2010年第1四半期には15件まで縮小した。調査を経て発動に至る際に抑制作用が働いている可能性があるため、WTOは指摘する。調査開始件数自体が減少しているため、発動件数も今後短期間で大きく増えることは考えにくい。

貿易救済措置の調査開始件数低下にも表れているように、貿易制限的措置は全般的に収束に向かいつつあると評価できる。2009年に大幅に落ち込んだ世界の貿易額も、

同年の第1四半期にはほぼ底を打ち、以降着実に回復している。ただし、依然として失業率の悪化あるいは高止まりは続く見込みであり、雇用情勢の劇的な改善は期待しにくい。このため、貿易制限的な措置を求める国内圧力が今後高まらないとも限らない。また、過去に導入された措置の中で、特に終了期限を設置せず現在も適用されているものも多い。欧州委員会がまとめた報告書によると、金融危機以降に導入された措置278件の中で、2009年11月から2010年4月の間に明確に廃止が確認されたものは、わずか18件にとどまった。またWTOによると、2009年11月から2010年5月にかけて、新たに導入された貿易制限的措置の件数と、その撤廃あるいは貿易促進的な措置を実施した件数との比率は3：2であり、依然として前者のほうが多い。さらに、緊急支援措置の副作用も懸念事項として挙げられる。各国・地域が企業に実施した緊急支援措置により企業が競争力を温存すれば、その貿易相手国による輸入制限的措置を誘発する可能性も否定できない。

今後は、貿易制限的措置をさらに抑制し、現存する措置を撤廃できるよう、従来にも増して、WTOルールに従った運用が各国・地域同士で求められる。また、世界貿易回復の流れを妨げず、今後の貿易額拡大を実現するためにも、ドーハラウンドを成功裏に妥結させる意義は大きい。

図表Ⅱ-2 貿易救済措置調査開始件数の推移



〔注〕同一の産品において複数国が調査対象となっている場合には、それぞれ別々にカウントした。

〔資料〕世界銀行から作成。

## 2. 日本とアジア大洋州のFTA動向

### (1) 広がる世界のFTAネットワーク

#### ■世界のFTA件数は187件

2010年6月1日現在、世界で発効している自由貿易協定(FTA)<sup>(注1)</sup>は187件を数える(関税同盟含む。WTO通報ベース、世界のFTA一覧は資料「世界と日本の貿易投資統計」を参照)。FTA発効件数は2000年代に入り、一層増加しており、2000年以降に発効したFTAは121件、発効総件数の64.7%を占めている(図表Ⅱ-3、Ⅱ-4)。

2008年下半年以降の世界的な景気後退局面においても、FTAの発効数は増加し、2007年には9件、2008年に15件、2009年に14件のFTAが発効した。

FTAは、今後も発効件数は増え続けるものとみられる。香港・NZFTAが3月に、中国・コスタリカFTAが4月にそれぞれ署名に至っている。また、近年、コロンビアが積極的に各国と交渉を行っており、2009年12月に韓国と、2010年3月にパナマと交渉を開始し、2010年5月にはEU・ペルーと仮調印に至った。湾岸協力会議(GCC:バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦)とシンガポールのFTAも2008年12月に署名され、一部の国で批准手続きが進んでいる。同FTAでは全締結国の批准手続きが終了した段階で発効することとなっている。同FTAが発効すれば、GCCが初めて域外国と発効させたFTAとなる。

#### ■日本企業のビジネスに影響及ぼす韓国のFTA

世界的にFTAの発効件数が増加する中、主要国・地域のFTAカバー率(貿易に占めるFTA発効済み国・地域との貿易比率)を算出したものが図表Ⅱ-5である。

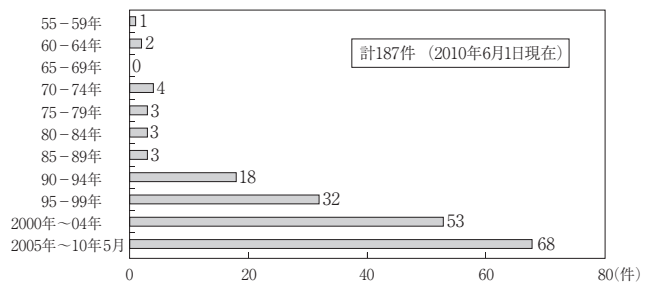
日本のFTAカバー率は16.5%で、主要先進国では米国34.4%、カナダ68.4%、EU25.0%(域内貿易を含まない域外貿易ベース)、オーストラリア28.0%、ニュージーランド45.0%となっている。米国やカナダは、対北米地域の貿易依存度が高いため、NAFTAが大きく寄与しているが、一般的に日本のFTAカバー率は主要国と比べて低い状況にある。開発途上国のFTAカバー率をみると、中国は11.2%にとどまるが、これまで積極的にFTAを締結してきたタイ(55.8%)、ペルー(57.6%)などは過半を超える水準に達している。日本のFTAの発効・交渉状況

(注1) 日本では、一般にFTAは物品・サービス貿易分野の協定を指し、投資や政府調達など幅広い分野を含む協定は経済連携協定(EPA)と呼ばれるが、本稿ではEPAも含めてFTAという用語を統一的使用する。

をみると、2010年7月時点で、日本は10カ国1地域、計11件のFTAを発効させている(図表Ⅱ-6)。2009年には日本・ベトナム、日本・スイスFTAが新たに発効した。交渉中のFTAは5件(交渉中断中の韓国も含む)で、交渉中を含めると、FTAカバー率は36.5%(輸出で30.8%、輸入で42.5%)となる。

近年では、韓国が積極的に諸外国とFTAを締結している。日本と韓国は産業構造が類似し、自動車や電気機器などでは特に競合関係にあることから、韓国のFTAは日本企業の事業に影響を及ぼす構造にある。日本と韓国のFTAを比較すると、アジア大洋州地域ではほぼ同様の国とFTAを発効させている。しかし、韓国・インドFTAは2010年1月に発効に至っている一方、日本は交渉中である。また、日本、韓国ともにオーストラリアと交渉中であるが、韓国とオーストラリアのFTA交渉は急速に進展している。北米・中南米地域では、メキシコについては日本が先行して発効している一方、韓国はいまだ交渉中にあるが、米国とは韓国が既に署名済みの段階にある。米国・韓国FTAは米国議会の批准が進展していない

図表Ⅱ-3 年代別世界のFTA件数



[資料] WTOホームページ掲載のリスト ([http://www.wto.org/english/tratop\\_e/region\\_e/region\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm)) (2010年6月1日現在) から作成。

図表Ⅱ-4 世界のFTA年代別・地域別発効件数

(単位: 件)

	欧州・ロシアNIS・中東・アフリカ	米州	アジア大洋州	地域横断	合計
1955年~59年	1				1
1960年~64年	1	1			2
1965年~69年					0
1970年~74年	1	1		2	4
1975年~79年	1		2		3
1980年~84年		1	2		3
1985年~89年		1		2	3
1990年~94年	13	2	3		18
1995年~99年	27	4		1	32
2000年~04年	25	9	9	10	53
2005年~10年5月	22	6	19	21	68
合計	91	25	35	36	187

[資料] WTOホームページ掲載のリスト ([http://www.wto.org/english/tratop\\_e/region\\_e/region\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm)) (2010年6月1日現在) から作成。

め、いまだ発効時期は定かではないものの、韓国が一步先行している。欧州地域については、韓国はEUと既に仮調印に至っているが、日本は研究段階にあり、韓国が

先行している。EU・韓国FTAは2009年に仮調印に至り、2010年中に正式署名、発効に至る可能性もある。韓国のFTAカバー率は現時点では14.4%と日本よりも低い、

署名済みの米国(9.7%)と仮調印済みのEU(11.5%)とのFTAが発効した場合には、FTAカバー率は実に35.6%に上昇し、日本と大きな差がつくこととなる。

特に、日本企業の事業活動にマイナスの影響を及ぼすと考えられているのがEU・韓国FTAである。EUは乗用車や一部の電気製品などに二ケタを超える高関税を課しているため、韓国に対してのみ関税が撤廃された場合には日本の対EU輸出に悪影響が出る懸念されている。特に、自動車産業への影響が大きいとみられている。EUの乗用車の対世界輸入総額(2009年)は307億ドルである中、日本は37.0%、韓国は11.8%のシェアを有している。日本の輸入額が大きいだけに、EU・韓国FTAが発効した場合には、価格競争力に差がつくため、日本の対EU輸出の一部が韓国の輸出に代替されていくことが懸念される。

図表Ⅱ-5 主要国・地域のFTAカバー率(2009年)

		FTAカバー率			貿易額上位国・地域(往復)	
		往復	輸出	輸入	第1位	第2位
日	本	16.5	16.3	16.6	ASEAN (14.0)	スイス (1.1)
米	国	34.4	40.1	30.5	NAFTA (28.1)	シンガポール (1.5)
カ	ナ	68.4	77.7	59.2	NAFTA (66.4)	EFTA (1.4)
メ	キ	81.5	93.0	70.2	NAFTA (67.6)	EU (8.4)
チ	リ	90.0	88.6	91.9	中国 (18.8)	EU (17.8)
ベ	ル	57.6	51.8	64.6	米国 (18.3)	中国 (15.1)
E	貿易総額	73.8	75.6	72.0	EU (65.1)	EFTA (4.1)
	域外貿易	25.0	27.3	22.9	EFTA (11.9)	トルコ (3.5)
韓	国	14.4	14.6	14.2	ASEAN (10.9)	インド (1.8)
中	国	11.2	10.1	12.6	ASEAN (9.6)	チリ (0.8)
シン	ガ	65.9	66.3	65.4	ASEAN (27.3)	中国 (10.1)
タ	イ	55.8	52.2	59.8	ASEAN (20.7)	日本 (14.3)
イン	ド	63.9	63.4	64.6	ASEAN (24.5)	日本 (13.3)
マ	レ	60.2	59.5	61.1	ASEAN (25.6)	中国 (13.0)
フ	イ	51.5	45.2	57.2	ASEAN (20.6)	日本 (14.2)
オ	ス	28.0	20.1	35.7	ASEAN (14.9)	日本 (8.0)
ニュ	ー	45.0	43.2	46.8	オーストラリア (20.9)	中国 (12.2)

- [注] ① FTAカバー率は貿易に占めるFTA発効済み国・地域の構成比。FTA発効済み国との貿易総額を対象。  
 ② 中国は、香港(7.9%)とマカオ(0.1%)を除く。香港、マカオを含めると19.2%となる。  
 ③ ASEAN・インドFTA、ASEAN・豪州・NZFTAは未批准国もあるが、すべての加盟国の貿易額を加算。  
 ④ EUのEFTAにはスイス含む。スイスはEU・EFTAには加盟していないが、EU・スイスFTAが発効。  
 ⑤ EUの貿易総額には域内貿易額を含む。  
 [資料] 各国政府資料、各国貿易統計から作成。

図表Ⅱ-6 日本と韓国のFTA進捗状況

		日本		韓国	
		往復貿易に占める構成比	往復貿易に占める構成比	往復貿易に占める構成比	往復貿易に占める構成比
アジア大洋州	A S E A N	発効済	14.0	発効済	10.9
	シンガポール	発効済	2.4	署名済	3.1
	マレーシア	発効済	2.6	発効済 (ASEAN)	1.7
	タイ	発効済	3.4	発効済 (ASEAN)	1.1
	インドネシア	発効済	2.8	発効済 (ASEAN)	2.2
	ブルネイ	発効済	0.3	発効済 (ASEAN)	0.1
	フィリピン	発効済	1.3	発効済 (ASEAN)	1.1
	ベトナム	発効済	1.2	発効済 (ASEAN)	1.4
	インド	交渉中	0.9	発効済	1.8
	オーストラリア	交渉中	4.1	交渉中	2.9
	ニュージーランド	-	0.3	交渉中	0.3
	日本・韓国	交渉中断中	6.1	交渉中断中	10.4
	北米・中南米	米	-	13.5	署名済
カナダ		-	1.5	交渉中	1.0
メキシコ		発効済	0.9	交渉中	1.2
チリ		発効済	0.6	発効済	0.8
ペルー		交渉中	0.2	交渉中	0.2
コロンビア		-	0.1	交渉中	0.1
欧州	E U	研究段階	11.6	仮調印	11.5
	E F T A	-	1.4	発効済	0.9
その他	スイス	発効済	1.1	発効済 (EFTA)	0.3
	トルコ	-	0.2	交渉中	0.5
	湾岸協力会議(GCC)	交渉中	8.7	交渉中	9.0
FTAカバー率		発効済計	16.5	発効済計	14.4

- [注] 貿易統計は2009年実績。  
 [資料] 外務省、経済産業省、韓国外交通商省、アジア開発銀行(ADB)資料から作成。

## (2) FTAの本格運用時代を迎えたアジア大洋州

### ■ AFTA実質無税化、ASEAN+1のFTAがすべて発効

アジア大洋州ではFTAの本格運用時代を迎えている。その理由は、①2010年1月から主要なFTAで無税化が大きく進展したこと、②ASEAN+1のFTA(ASEANと日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド間のFTA)がすべて発効したことが挙げられる。

無税化については、第1にASEAN自由貿易地域(AFTA)において、ASEAN原加盟国(タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ブル

ネイ)が、2010年1月からほぼすべての品目(品目総数の99%)を無税化した。2009年までは無税化品目の割合は8割にとどまっていた。ベトナムも2010年から同割合を6割から8割に増やしている。2010年はASEAN域内の物品貿易の実質無税化がなされた年と位置付けられる。ASEAN事務局によると、ASEAN原加盟国の平均関税率は同FTAが発効した93年の12.8%から2009年には0.9%に低下しており、2010年にはさらにほぼ無税となっている。第2に、発効済みのASEAN・中国FTA、ASEAN・韓国FTAでは、2010年1月から中国、韓国とASEAN原加盟国が約9割の品目を無税化しており、AFTAと同様に無税化が大きく進展した。

ASEAN+1については、ASEAN・中国FTA(2004年発効)、ASEAN・韓国FTA(2007年発効)、ASEAN・日本FTA(2008年発効)に加えて、2010年1月にASEAN・豪州・NZFTAとASEAN・インドFTAが新たに発効した(図表II-7)。国内の批准手続きが終了した国から順次発効していくため、すべての締約国で発効していない点には留意が必要だが、2010年はASEAN+1のFTAがすべて発効した年と位置付けられる。

今後、主要FTAでは、AFTAとASEAN・中国FTAで2015年にCLMV(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)が大半の品目を無税化する。ASEAN・豪州・NZFTAでは、発効時点で9割前後の品目を無税化したオーストラリア、ニュージーランドに続き、2013年にASEAN原加盟国が9割前後の品目を無税化、ASEAN・インドFTAでもインドとASEAN原加盟国(フィリピン

除く)は2013年末と2016年末の2段階でノーマルトラックに分類された品目の無税化がなされる予定である。今後、2015年前後に向け、アジア大洋州では一層の無税化が進展していく予定である。

また、アジア大洋州地域では、広域FTA構想も徐々に進展がみられ始めている。アジア大洋州地域をめぐる広域FTA構想はASEAN+3、ASEAN+6、APECおよび環太平洋戦略経済連携協定(TPP)の4つがある。これらのFTAは関係国・地域で研究が行われてきたが、一部、政府間協議が開始されている。

ASEAN+3とASEAN+6については、2009年に原産地規則、関税分類、税関手続き、経済協力について政府間協議を開始することが合意された。特に、アジア大洋州地域では、FTAによって異なる原産地規則が適用されており、広域FTA構想の参加国で原産地規則のあり方が模索されている。原産地規則のうち、原産地認定基準ではアジア大洋州地域では、付加価値基準、関税番号変更基準、いずれかを選ぶ選択型、双方を満たす併用型などFTAによって異なる基準が適用されている。こうした基準において、企業が最も使いやすいとみる選択型がどの程度広がっていくかが注目される。また、原産地証明手続きでは、第三者証明制度が多く、FTAで採用されているが、今後、輸出者認定制度や自己証明制度を導入する動きがどの程度広がりをみせるかも注目点である。

21カ国が加盟するAPECでは2006年からAPEC全体のFTA構想が研究されている。TPPはすべてAPEC加盟国である8カ国(米国、オーストラリア、ニュージーラ

図表II-7 AFTAとASEAN+1の進捗状況

FTA	発効年	締結状況・関税削減スケジュール	
ASEAN (AFTA)	1993年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ASEAN原加盟国の平均関税率は同FTAが発効した93年の12.8%から2009年には0.9%に低下。</li> <li>○ASEAN原加盟国(タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ブルネイ、シンガポール)は無税化。</li> <li>○CLMV(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)は2015年からほぼすべての品目を無税化する予定。</li> </ul>	
ASEAN	中国	2004年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2004年1月農水産品(HS01~08)を対象としたアークリーハーベスト(EH)開始。</li> <li>○2005年7月非農水産分野、その他農水産品の関税削減開始。</li> <li>○2010年から中国とASEAN原加盟国は約9割の品目を無税化。</li> <li>○2015年からCLMVは大半の品目を無税化。</li> </ul>
	韓国	2007年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2010年から韓国とASEAN原加盟国は約9割の品目を無税化。</li> <li>○2016年からベトナムは大半の品目を無税化。</li> <li>○2018年からCLMは大半の品目を無税化。</li> </ul>
	日本	2008年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマー、ブルネイ、マレーシア、タイ、カンボジア、フィリピンが発効、その他の国は今後、順次発効予定。</li> <li>○日本とシンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム間では別途、二国間FTAも発効。</li> </ul>
	豪州・NZ	2010年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2010年1月発効(オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、ブルネイ、ミャンマーが発効)</li> <li>○オーストラリア、ニュージーランドは発効と同時にそれぞれ品目総数の96.4%、84.7%の品目を無税化、ASEAN原加盟国は2013年から約9割の品目を無税化、CLMVは2020年以降に約9割の品目を無税化。</li> </ul>
	インド	2010年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2010年1月発効(インド、シンガポール、マレーシア、タイ、ベトナムが発効)。</li> <li>○インドとASEAN原加盟国(フィリピンを除く)はノーマルトラック(NT)1の品目を2013年末、NT2の品目を2016年末から無税化。インドとフィリピン間については、NT1は2018年末、NT2は2019年末から無税化。</li> <li>○CLMVはNT1を2018年末、NT2を2021年末から無税化。</li> </ul>

〔資料〕各協定、各国政府資料から作成。

ンド、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、チリ、ペルー）が参加し、2010年3月から政府間交渉が開始されている。TPPはAPEC全体のFTAにつながり得るものであり、連動した動きと位置付けられる。

アジア大洋州域内では、日中韓FTAに向けた動きもみられる。2010年5月に開催された日中韓サミットでは、地域経済統合に向けた共同研究に対して緊密に協力することが合意された。また、2004年以降、交渉が中断している日韓FTAについても、交渉再開に向けた実務者協議を強化することが確認されている。

アジア大洋州地域（ASEAN+6）では、現在、25件のFTAが発効している。ASEAN+6域内貿易総額（1兆3,345億ドル、2009年）に占めるFTA発効済国間の貿易比率は53.6%と既に過半を超えている。2005年時点の同比率は35.2%であり、近年、FTA発効が相次ぎ、同比率が大きく上昇している。域内貿易総額の中で、日中韓貿易は33.4%を占め、仮に日中韓FTAが形成されると、アジア大洋州における物品貿易の自由化は実質的にほぼ完成することとなる。

#### ■中国・台湾FTAが締結、FTAの波が北東アジアに波及

2009年から2010年は、香港、台湾のFTA交渉の積極化も目立った年である。香港はニュージーランドと2010年3月にFTAに署名した。香港にとっては、中国・香港FTAに次ぐ二つ目のFTAとなる。2010年1月には欧州自由貿易連合（EFTA、スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインが加盟）とFTA交渉を開始している。

台湾は、2010年6月に中国とのFTAである海峡兩岸経済協力枠組協定（ECFA）を締結した。台湾は、これまで中米諸国とはFTAを結んでいたが、ECFAは初めてアジア大洋州域内で台湾が締結したFTAとなった。

同枠組協定では、アーリーハーベスト品目の関税撤廃が合意され、化学品、自動車部品、繊維製品などを対象に中国は539品目を、台湾は267品目の関税を撤廃する。現時点では品目は限定されているが、ECFAは北東アジア地域にFTAの波が波及し始めたことを意味する。日本、中国、韓国、台湾間では、これまでFTAは締結されてこなかったが、ECFAが先鞭をつけるかたちとなった。また、これに触発され、韓国・中国間でもFTA交渉に向けた検討を加速している。

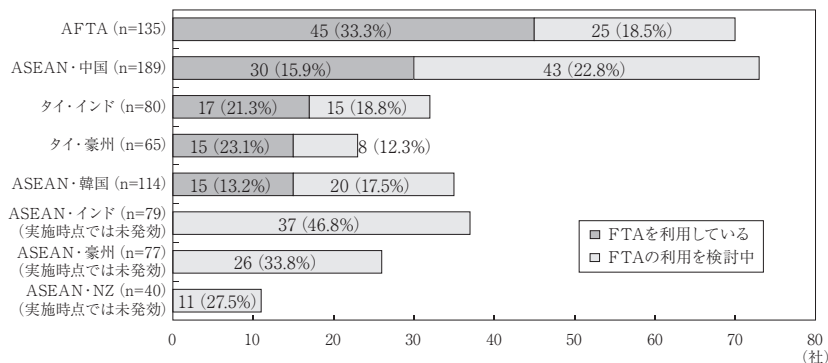
#### ■拡大ペース速まるFTAの利用

相次いでFTAが発効する中、FTAを利用もしくは利用を検討する企業が増えている。ジェトロが2009年11月から12月に実施したアンケート調査（「平成21年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」）によると、日本の発効済み主要FTA（日本とメキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、フィリピン、ASEAN、スイス、ベトナム間のFTA）を利用している企業はFTA発効済国と貿易を行っている企業（511社）の36.2%に達し、利用を検討している企業を含めると49.7%と半数を占めた。業種別では、日本の輸出では化学、輸送機器、鉄鋼産業など、輸入では飲食料品、繊維製品などでFTAを利用している企業が多い。

日本においてFTA利用が拡大していることは、日本の原産地証明書発給件数からもわかる。経済産業省資料によると、日本のFTAの原産地証明書発給件数は2006年には6,194件であったが、2009年には54,641件へ増加している。この内、日本・タイFTAが発給総件数の43.0%を占め最も多く、日本・インドネシアFTA（23.4%）、日本・マレーシアFTA（10.3%）が続いている。FTAの発効件数の増加、段階的な関税削減・撤廃の進展に応じて、日本におけるFTA利用はさらに増加していくことが見込まれる。

アジア大洋州地域の第三国間で発効済みの主要FTA（ASEAN+1の各FTA、タイ・インド、タイ・豪州FTA）についても、アンケート調査結果から、利用もしくは利用を検討する日本企業が多いことがわかる（図表Ⅱ-8）。最も利用件数の多いFTAはAFTAで、AFTA域内で貿易を行っている企業（135社）の内、45社（33.3%）が利用し、「利用を検討している」を含めると70社（51.9%）に達する。続いて、ASEAN・中国FTAを利用している

図表Ⅱ-8 ASEAN+1のFTA利用方針



〔注〕①(n) は母数で、FTA締結国との間で貿易を行っている企業の数。括弧内の%は、(n) に対する比率。

②ASEAN・インド、ASEAN・豪州、ASEAN・NZの各FTAはアンケートを実施した2009年11月時点では未発効。各FTAは2010年1月に発効。

〔資料〕「平成21年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」（ジェトロ）から作成。



企業は30社で、同地域で貿易を行っている企業の15.9%を占めている。アンケート実施時点ではFTAが未発効であったASEAN・インドFTAについては、同地域で貿易を行っている企業（79社）の内、37社（46.8%）が「利用を検討している」と回答し、関心を集めている。新興市場として注目を集めるインド市場へ、ASEANからFTAを利用して市場開拓を行う制度的環境が整備されることへの期待の高さの表れとみられる。

アジア大洋州地域におけるFTAの利用状況は、タイとマレーシア政府が公表しているFTA利用統計からも把握することができる。図表Ⅱ-9と図表Ⅱ-10は、タイとマレーシアのFTAを利用した輸出額と利用率（輸出総

額に対する構成比、輸出総額には相手国で一般関税が無税となっているものも含む）に関する統計である。同統計から、タイとマレーシアのFTA利用は、関税削減・撤廃の進展とともに拡大していることがわかる。

タイとマレーシアのAFTAを利用した輸出額（2009年）は両国合計で149億ドル、対ASEAN向け輸出総額に占める構成比（もともとほぼすべての関税が無税で、再輸出も多いシンガポールは除く）は33.2%と、2008年の28.6%から4.6ポイント上昇した（図表Ⅱ-9）。AFTAの98年の利用率は5.6%であったが、AFTAの平均関税率の低下とともに、年々、利用率は上昇している。両国のAFTA利用を国別にみると、対ベトナム、フィリ

図表Ⅱ-9 タイ、マレーシアにおけるFTAの利用状況（輸出）

（単位：100万ドル、%）

	相手国・地域	FTAを利用した輸出額					輸出総額に対する構成比				
		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
タイ	AFTA (シンガポール除く)	4,942	5,299	7,609	10,343	9,393	30.0	28.2	30.9	34.4	37.8
	ASEAN・中国	614	1,450	1,769	1,691	3,990	6.7	12.3	11.1	10.4	24.8
	インド	267	328	399	418	352	17.6	18.1	14.0	12.3	11.0
	タイ・豪州	2,122	2,746	4,067	4,944	4,316	67.3	62.6	66.3	61.9	50.5
	ASEAN・日本	-	-	642	4,507	4,281	-	-	18.1	22.4	27.3
マレーシア	AFTA (シンガポール除く)	2,729	2,897	3,733	4,555	4,999	18.5	16.9	19.3	20.7	27.0
	ASEAN・中国	274	1,042	1,628	1,896	2,381	3.0	9.0	10.6	10.0	12.5
	日本・マレーシア, ASEAN・日本	-	850	1,948	2,503	2,344	-	10.4	12.0	11.6	15.2
	AFTA (シンガポール除く)	7,671	8,196	11,342	14,898	14,392	24.6	22.8	25.8	28.6	33.2
合計	ASEAN・中国	887	2,492	3,397	3,587	6,371	4.8	10.6	10.8	10.2	18.1
	対日本	-	-	-	7,011	6,624	-	-	-	16.9	21.3

〔注〕①輸出総額に対する構成比は、各総額の中に一般関税が無税となっているものも含む。

②2007年の日本・タイは11～12月実績、2006年の日本・マレーシアは7～12月実績。

〔資料〕タイ商務省資料、マレーシア通商産業省資料、各国貿易統計から作成。

図表Ⅱ-10 タイ、マレーシアにおけるAFTAの利用状況（輸出）

（単位：100万ドル、%）

	相手国	AFTAを利用した輸出額						輸出総額に対する構成比					
		98年	2003年	2006年	2007年	2008年	2009年	98年	2003年	2006年	2007年	2008年	2009年
タイ、マレーシア 合計	ベトナム	7	632	1,762	2,771	3,328	4,507	0.8	30.3	36.3	43.3	44.7	64.6
	フィリピン	179	748	1,529	1,928	2,410	2,308	9.3	24.9	32.0	34.1	37.5	46.3
	インドネシア	99	913	2,231	3,529	5,127	3,924	5.0	20.6	30.1	34.5	40.9	41.0
	マレーシア	212	801	1,363	1,850	2,465	2,198	11.9	20.7	20.5	22.1	24.9	28.8
	タイ	91	594	1,269	1,206	1,412	1,288	3.9	13.0	15.0	14.0	14.9	15.2
	ラオス	0	4	23	30	46	65	0.0	0.9	2.3	2.1	2.6	4.0
	ブルネイ	0	2	14	15	23	21	0.1	0.7	3.3	3.0	4.0	3.8
	ミャンマー	0	2	4	13	74	41	0.0	0.4	0.4	1.0	4.5	2.4
	カンボジア	0	0	1	1	14	39	0.0	0.0	0.1	0.1	0.6	2.2
	シンガポール	17	247	382	444	646	465	0.1	1.1	1.2	1.2	1.6	1.6
合計	606	3,942	8,578	11,787	15,544	14,856	2.2	9.3	12.4	14.8	17.0	20.4	
合計（シンガポール除く）	589	3,696	8,196	11,342	14,898	14,392	5.6	18.4	22.8	25.8	28.6	33.2	
タイ	合計	391	2,561	5,509	7,865	10,735	9,671	4.0	15.5	20.2	22.6	26.8	29.9
	合計（シンガポール除く）	383	2,454	5,299	7,609	10,343	9,393	7.4	23.0	28.2	30.9	34.4	37.8
マレーシア	合計	215	1,382	3,069	3,922	4,809	5,186	1.2	5.3	7.4	8.7	9.4	12.8
	合計（シンガポール除く）	206	1,242	2,897	3,733	4,555	4,999	3.8	13.2	16.9	19.3	20.7	27.0

〔注〕①AFTAを利用した輸出額は、AFTAの関税引き下げスキームである共通効果特惠関税（CEPT）の利用額。

②輸出総額には輸出相手国において最恵国待遇（MFNベース）で無税となっている品目も含む。

〔資料〕タイ商務省資料、マレーシア通商産業省資料、各国貿易統計から作成。

ン、インドネシア輸出で利用が多い（図表Ⅱ－10）。特に対ベトナムでは、FTAを利用した輸出額（2009年）は45億ドル、両国の対ベトナム輸出総額の64.6%を占める。

AFTAとともにASEAN・中国FTAの利用も拡大している。同FTAを利用した両国の輸出額は64億ドル、両国の対中国輸出総額に占める構成比は18.1%と2008年の10.2%から7.9ポイント上昇した。2009年は同FTAにおいて大半の品目の関税率が5%以下に引き下げられ、FTAの利用価値が高まったことなどが要因と考えられる。両国の対日本FTA（二国間FTAに加えて、ASEAN・日本FTAの双方を含む）を利用した輸出額は66億ドル、両国の対日輸出総額に占める構成比は21.3%と前年から4.4ポイント上昇した。

タイはオーストラリア、インド（アーリーハーベスト82品目のみ）とも二国間FTAを発効させているが、これらのFTAを利用した輸出額もそれぞれ43億ドル、4億ドルと引き続きタイから両国への輸出で幅広く利用されている。

タイ政府は輸出とともにFTAを利用した輸入額を公表している（図表Ⅱ－11）。AFTAを利用した輸入額は41億ドル（対ASEAN輸入総額に占める構成比は15.1%）、ASEAN・中国FTAは15億ドル（同8.7%）、対日本FTAは21億ドル（同8.5%）となっている。輸入側も全般的に、関税削減・撤廃の進展とともにFTA利用率の上昇がみられる。

タイ政府が公表しているFTAの品目別利用状況をみ

図表Ⅱ－11 タイにおける各FTAの利用状況（輸入）

（単位：100万ドル、%）

相手国・地域	FTAを利用した輸入額					輸入総額に対する構成比				
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
A F T A	3,546	3,106	3,053	4,439	4,069	15.4	12.3	11.2	13.8	15.1
ASEAN・中国	21	99	378	649	1,487	0.2	0.7	2.3	3.2	8.7
タイ・インド	37	45	35	37	39	2.9	2.8	1.7	1.4	2.2
タイ・豪州	476	474	437	457	409	14.7	13.8	11.4	8.9	10.7
日本・タイ、ASEAN・日本	-	-	48	2,121	2,144	-	-	0.9	6.4	8.5

〔注〕①輸入総額に対する構成比は、各総額の中にMFNベースで無税となっているものも含む。

②2007年の日本・タイは11～12月実績。

〔資料〕タイ商務省資料、タイ貿易統計から作成。

図表Ⅱ－12 タイのFTA利用における主要品目

相手国・地域	輸出	輸入
A F T A	乗用車、商用車、自動車部品	石炭類、銅製品、紙類、たばこ類、乗用車
ASEAN・中国	ゴム類、キャッサバ、有機化学品、プラスチック類	収穫・脱穀機、陶磁製品、果物類、鉄鋼製品
タイ・インド	アルミニウム合金、エアコン、テレビ用モニター、ポリカーボネート、貴金属類	ギアボックス、塩、合板、エンジン部品、鉄鋼製品、果物類、プラスチック類
タイ・豪州	商用車、乗用車、エアコン	麦芽、アルミニウム類、亜鉛鉱、銅製品、羊毛、飼料、小麦
日本・タイ、ASEAN・日本	鶏肉類、エビ類、鉄鋼製品、魚類、スチレン	自動車、鉄鋼製品、自動車部品、事務用機器

〔資料〕タイ商務省資料から作成。

ると、AFTAについてはタイからの輸出で乗用車、自動車部品、輸入では石炭類、銅製品、乗用車などが、ASEAN・中国FTAではタイからの輸出でキャッサバ、有機化学品、輸入で機械類、鉄鋼製品、果物、日本とのFTAではタイからの輸出で鶏肉類、魚類、輸入で鉄鋼製品、自動車部品などで利用されている（図表Ⅱ－12）。タイ・豪州FTAでは、タイからの輸出で商用車、乗用車、エアコン、輸入で麦芽、アルミニウム類、亜鉛鉱、など、タイ・インドFTAでは輸出でエアコン、テレビ用モニター、輸入でギアボックスなどを中心に利用されている。

### ■ ASEAN・中国FTAをめぐる動き

2010年に入り、特に注目されているのがASEAN・中国FTAの影響である。同FTAでは、前述のとおり、2010年から9割前後の品目が無税化されており、2010年からFTA利用が拡大することが見込まれる。

実際に、2010年第1四半期のタイのASEAN・中国FTAの利用状況をみると、FTAを利用した輸出額は15億6,533万ドル、タイの対中国輸出総額に占める構成比は31.0%となった。2009年の同比率は24.8%であり、2010年に入り、無税化品目の増加効果があらわれている。

ASEAN・中国FTAによる貿易自由化が進展する中で、一部の国でFTAに対する警戒感が顕在化した。具体的には、インドネシア、マレーシアから中国製品流入に対する警戒の声が上がった事例がある。インドネシアでは、産業界の声を受け、中国に対し、鉄鋼製品、繊維製品などを中心とする228品目について関税撤廃の一定期間の猶予などを求めた。最終的には、2010年4月に両国の

商務大臣会談において、ASEAN・中国FTAの円滑な実施が確認されたことから、インドネシアは同要求を撤回したものとみられる。同会談では同時に中国がインドネシアの対中国輸出促進やインフラ開発で協力することなどが合意されている。マレーシアにおいても、一部の産業界が政府に対して、対中国輸入の総量規制を求める事例もみられた。

ASEAN・中国FTAをめぐることは、原産地規則の内、仲介貿易に関するルールが一つの論点となっている。仲介貿易とは、生産国と輸

出相手国とは異なる第三国の企業が仲介をした貿易形態である。しかし、これまでASEAN・中国FTAでは、FTAの協定書に仲介貿易利用の可否が明記されていないため、仲介貿易を利用した場合には、各国でFTAの優遇税率が適用されないとみられている。ASEAN・中国FTAで仲介貿易の利用が認められないために、FTAを利用しない企業もある。一方、他の主要FTAでは仲介貿易の利用が認められており、今後、ASEAN・中国間でも認められる方向で協定改正がなされるかが注目されている。

### ■集約化、ASEANからの市場開拓に注目

ASEAN+1のFTAネットワークが完成したアジア大洋州では、2010年から無税化が進展し、さらに今後、一層関税の壁が撤廃されていく。

こうした無税化の進展は域内で事業展開を行う日本企業のサプライチェーンにも影響を与えることが想定され

る。大きくは、①ASEANを拠点とした事業展開、②域内での生産拠点の集約化の動きが起きていく可能性がある。ASEANを拠点とした事業展開については、ASEANが周辺主要国とFTAを発効させたことは、ASEANから周辺国への輸出で市場アクセスが改善されているため、ASEANに立地する優位性が生まれていることを意味する。特に、新興市場として注目を集めるインド市場の開拓では、ASEAN・インドFTAにより、今後、ASEANの生産拠点から無税でインド市場に輸出できる品目が増加していくことになる。実際に、既に発効済みのタイ・インドFTAでは、発効後、タイからインドへのテレビやエアコンなどの家電製品の輸出が増加した実績がある。ASEAN・インドFTAによって、ASEANのいずれの国からもインドに無税で輸出できることは、ASEANに集積する日本企業に新たなビジネスチャンスをもたらすこととなる。

域内での生産拠点の集約化については、ASEAN域内においてAFTAの域内関税率が大幅に引き下げられた2003年以降、一部の日本企業で実際に行われてきた。各国で高関税が課せられている場合には、関税回避のために組み立て工場等を設置するインセンティブが生まれるが、域内関税が撤廃されてくると、最も効率的に生産できる国で生産し、周辺国に輸出していくインセンティブが生まれると考えられる。例えば、2003年以降、自動車のASEAN域内の輸出ではタイとインドネシアがシェアを上昇させている一方、マレーシアやフィリピンはそのシェアを低下させている。日本企業が生産拠点をタイとインドネシアに一定程度、集約させた結果とみられる。2010年以降、アジア大洋州域内では無税化が大きく進展しており、こうした生産拠点の集約化が一層進展していく可能性がある。

### ■アジア大洋州の域内貿易比率は43.8%へ上昇

アジア大洋州地域のFTAを通じた関税削減・撤廃が進展する中、域内貿易比率は上昇を続けてい

図表II-13 世界の主要地域の域内貿易比率（往復貿易）の推移

		（単位：％）							
		1980年	1990年	1995年	2000年	2005年	2007年	2008年	2009年
アジア	ASEAN+6（再輸出調整）	-	-	-	41.9	44.1	43.0	43.1	43.8
	A S E A N + 6	33.2	33.0	40.3	40.6	43.0	42.2	42.5	43.0
	A S E A N + 3	28.9	28.6	36.9	37.4	39.1	37.8	37.4	37.8
	A S E A N	15.9	17.0	21.0	22.7	24.9	25.0	25.0	26.1
	A S E A N + 中 国	14.9	15.8	19.1	20.1	20.7	20.6	20.4	20.3
	ASEAN+インド	15.1	16.5	20.7	22.3	23.8	23.9	24.2	24.7
	A S E A N + 日 本	23.4	21.7	27.4	26.4	26.0	25.6	26.0	27.0
	ASEAN+6+台湾	35.1	36.2	43.7	44.9	47.7	46.6	46.4	46.8
	ASEAN+3+台湾	30.9	32.0	40.4	41.9	44.2	42.5	41.7	42.0
A S E A N + 台 湾	15.8	17.4	21.7	23.8	25.1	25.2	25.3	26.3	
米 州	N A F T A	33.2	37.2	42.0	46.8	43.0	41.1	40.0	39.5
欧 州	E U	57.5	65.4	65.4	65.1	65.0	66.0	64.8	65.1
A	P E C	57.5	67.5	71.6	72.3	69.3	67.0	64.7	66.8
T	P P	7.7	8.5	9.2	7.6	7.7	8.0	8.1	8.5

〔注〕① ASEAN+6はASEANおよび日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド。

② ASEAN+3はASEANおよび日本、中国、韓国。

③ APECはオーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、米国、ベトナム。

④ TPPは米国、シンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリ、オーストラリア、ペルー、ベトナム。

⑤ 域内貿易比率（往復）は、（域内輸出額+域内輸入額）／（対世界輸出額+対世界輸入額）×100で算出。

⑥ ASEAN+6（再輸出調整）については、以下の推計方法を使用し、二重計上となる再輸出を調整した域内輸出額を推計。

＜ASEAN+6の構成国シンガポールについての調整＞

・シンガポールの輸出額、対ASEAN+6輸出額はシンガポール原産の輸出額を利用。

・シンガポールの対世界輸入額=対世界輸入額-対世界再輸出額。

・シンガポールの対ASEAN+6輸入額（推計値）=対ASEAN+6輸入額×（（対世界輸入-対世界再輸出）／対世界輸入）。

＜ASEAN+6の非構成国香港についての調整＞

上記手順で算出されたASEAN+6の域内輸出額に加えて、以下の手順で調整。

・ASEAN+6から香港経由でASEAN+6に再輸出された額を加算。

・上記のうち、中国から香港経由で中国に再輸出された額を除算（中国国内貿易と見なされるため）。

⑦ APECはシンガポールとともに香港も構成国であるため、香港についてもASEAN+6のシンガポールと同一の方法で調整。

〔資料〕DOT（IMF）、台湾貿易統計、香港貿易統計、シンガポール貿易統計から作成。

る。2009年のASEAN+6（再輸出調整）の域内貿易比率は43.8%と2008年の43.1%から0.7ポイント上昇した。2000年（41.9%）との比較では、1.9ポイント上昇している（図表Ⅱ-13）。

アジア大洋州域内では、持続的に域内貿易比率が拡大しており、域内経済の一体化が一層進展している。

## Column Ⅱ - 1

### ●各国の対米FTA利用動向

米国においても、FTAを利用した貿易（輸入）額が公表されている。米国国際貿易委員会（ITC）がFTAを利用した輸入額を総額に加えて、品目別でも公表している。

米国が発効させたFTAは、どの程度、活用されているのだろうか。FTA利用率（FTA発効国からの輸入総額に占める当該協定を利用した輸入額の割合）を比較すると、最も高い米国・チリFTA（56.2%）と最も低い米国・シンガポールFTA（5.3%）と大きな差がみられる（表）。FTAが発効済みの17カ国全体の利用率は、2009年で46.4%と約5割となっている。米国・チリFTAでは、対チリ主要輸入品目である果実（66.4%）および銅（99.7%）の利用率が高く、全体の高利用率に寄与した。これらの品目は、FTAの利用により無税で対米輸出が可能になっている。米国・シンガポールFTAの利用率が低い要因には、貿易品目がIT製品、有

機化学品、医薬品などともとも無税の品目が多いことが要因である。FTAを用いなくても、対米輸出額の91.0%は既に無税である。

すべてのFTA発効済み国からの輸入におけるFTA利用の品目別特徴をみると、利用率が高いのは、①野菜（HS07：99.4%）や果実（HS08：64.5%）といった農産品、②繊維製品（HS62：87.2%、HS61：82.4%）、③工業品にあって米国が関税を賦課している自動車（HS87：93.2%）やプラスチック（HS39：93.2%）の3種に大別できる。米国は、自動車は一般に2.5%、プラスチックは最大6.5%の関税を課しており、FTAを利用する価値があるものとみられる。一方で、紙、鉄鋼、家具といった品目では既に一般税率がほぼゼロになっていることもあり、FTAの利用率は0～20%程度にとどまる。

表 対米輸出におけるFTA利用率

（単位：100万ドル，%）

相手国・地域	発効年	FTAを利用した輸入額					輸入総額に対する構成比				
		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
イスラエル	1985年9月	2,789	2,768	2,750	3,162	2,493	16.6	14.4	13.2	14.2	13.3
カナダ（NAFTA）	1994年1月	146,222	159,062	157,284	159,892	108,905	50.4	52.6	49.6	47.1	48.4
メキシコ（NAFTA）	1994年1月	104,159	117,820	120,757	115,587	91,604	61.2	59.4	57.3	53.5	51.9
ヨルダン	2001年12月	246	309	313	280	240	19.5	21.7	23.5	24.6	26.0
シンガポール	2004年1月	789	869	903	972	824	5.2	4.9	4.9	6.1	5.3
チリ	2004年1月	3,574	5,486	4,988	4,443	3,345	53.6	57.4	55.4	54.2	56.2
オーストラリア	2005年1月	2,563	3,134	3,117	3,902	2,712	34.9	38.2	36.2	36.9	33.8
モロッコ	2006年1月	-	116	136	161	114	-	22.2	22.3	18.3	24.5
ドミニカ共和国・中米諸国（DR-CAFTA）	2006年3月～09年1月	-	3,929	8,112	9,326	8,923	-	21.1	43.3	48.2	47.4
バーレーン	2006年8月	-	47	199	288	258	-	7.4	31.9	53.4	55.6
オマーン	2009年1月	-	-	-	-	456	-	-	-	-	50.3
ペルー	2009年2月	-	-	-	-	976	-	-	-	-	23.3
合計		260,341	293,539	298,559	298,013	220,850	51.3	51.7	49.6	47.3	46.4

〔注〕 総輸入額に対する構成比（FTAを利用した輸入額／総輸入額）については、分母の総輸入額の中には米国でMFNベースで無税となっているものも含む。

〔資料〕 米国国際貿易委員会（ITC）、米国貿易統計から作成。

### 3. 米欧の通商政策における新しい流れ

#### (1) 輸出促進には前向きなオバマ政権

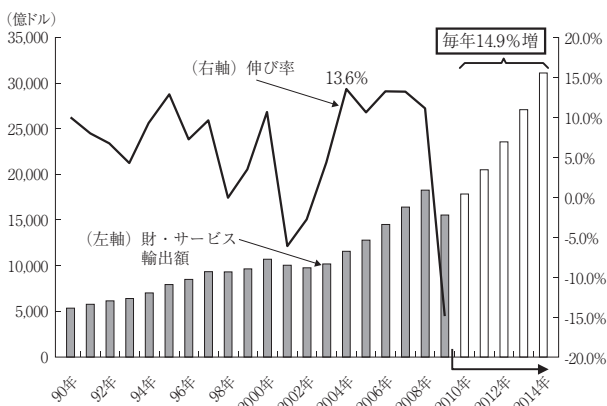
米国において一般に通商政策の優先順位は低い中で、オバマ大統領が1月末の一般教書演説において5年間で輸出倍増計画を発表し、通商は輸出促進の観点から関心を集めている。輸出がもたらす雇用創出効果に注目してのことであり、あくまで動機は国内事情にある。

5年間で倍増を果たすためには、約15%の輸出増を毎年続けていく必要がある(図表II-14)。過去20年をたどると米国の輸出は、2004年に前年比13.6%増えたのが最大の数字である。計画の発表後、米国の2010年1~4月の財サービス輸出額は、前年比16.9%伸びており、政権は好調な出だしだととらえている。輸出倍増が達成されれば200万人の雇用増がもたらされると通商代表部(USTR)は説明している。

何の品目、どの市場に重点があるのかが具体的に示されている訳ではないが、議会の関心や政権の支援対象分野をまとめると、環境機器(発電、排水処理、大気汚染管理)と医療分野(機器、医薬、バイオ製品)が挙がる。日本が市場開放要求の直接の相手になることはないと思われるが、新興国での米企業と日系企業の競争は激化するだろう。5月には米中戦略・経済対話(S&ED)の機会に合わせて、ロック商務長官が自ら「クリーンエネルギー・ミッション」を率いて中国、インドネシアを歴訪するなど精力的に活動を展開している。

ちなみに、こうした輸出促進の動きは米国のみならず他の先進国でもみられる。フランス貿易振興会(UBIFRANCE)は2011年までに1万社の新規輸出企業の発掘、支援を行う事を目標としている。また、ドイツも2009年に貿易と投資の支援を円滑に行うべく、有限会

図表II-14 米国輸出倍増への道のり



〔資料〕商務省から作成。

社としてドイツ貿易・投資振興機関(GTAI)を設立し、新興国市場へと関心を寄せている。

#### ■国家輸出イニシアチブにより支援体制を強化

オバマ大統領が一般教書演説に引き続いて3月に発表した「国家輸出イニシアチブ(NEI)」は輸出倍増計画の骨格という位置づけになっており、図表II-15のとおり、8つの役割分担に分かれる。

この中で具体的な数字が挙がっているものとしては、輸出信用の拡大において輸出入銀行による中小企業への貸付上限を40億ドルから60億ドルへと拡大する。潜在的輸出企業への支援として、商務省国際貿易局(ITA)に325人の貿易アドバイザーを世界中に拡充配置し、特に中国、インド、ブラジルなど新興国への売り込みを重点的に行う。これらは既存ツールの拡充という位置付けになる。

4月に第1回の輸出促進閣僚会議が開かれ、秋に包括的計画を策定する。同会議は、商務省が主管で省庁間の調整を行う。既存の貿易促進調整委員会(TPCC)と似通った機能になるが、閣僚が自ら臨むことでどう違いが表れるのかに注目が集まる。

#### ■輸出管理の見直しは長期の課題

NEIには含まれないものの、輸出管理の見直しも輸出増をもたらすものとして、同時並行で進んでいる。武器にも転用可能な汎用品(Dual-use)の輸出管理制度を、40

図表II-15 国家輸出イニシアチブの骨格

項目	主体	具体的内容
(a) 中小企業の輸出促進	輸出促進閣僚会議	新規輸出業者への情報提供、技術的支援や既存輸出業者の新たな輸出機会の発掘を支援
(b) 政府による輸出支援	輸出促進閣僚会議	連邦政府による既存の輸出支援施策の活用促進
(c) 貿易ミッションの拡充	商務長官	州・地方政府や民間部門も参加する連邦政府主導の貿易ミッションを増やし、輸出を促進
(d) 政府内の輸出意識喚起	輸出促進閣僚会議	連邦政府高官や在外の担当官は、貿易相手国との業務の過程で常に新しい輸出機会を模索するよう努める
(e) 輸出信用の拡充	米輸出入銀行総裁	中小企業への輸出信用枠拡大に向け必要な施策を実施
(f) 世界経済の不均衡是正	財務長官	G20財務相会議などの場を通じて均衡のとれた力強い世界経済の成長を促進
(g) 貿易障壁の引き下げ	通商代表部代表	製造業、農家、サービス企業の市場アクセスを改善するため、新たな市場の開放、貿易障壁の引き下げ、通商協定の執行を強化
(h) サービス輸出の促進	輸出促進閣僚会議	サービス貿易の拡大に向け、政策や輸出促進策などの枠組みを構築

〔注〕「輸出促進閣僚会議」の構成員は国務長官、財務長官、農務長官、商務長官、労働長官、行政予算管理局長、通商代表部代表、経済政策担当大統領補佐官、安全保障担当大統領補佐官、大統領経済諮問委員会委員長、米国輸出入銀行総裁、中小企業庁長官、海外民間投資会社社長、米国貿易開発庁長官の14名とその他大統領が随時指名する省庁の長官。

〔資料〕大統領令から作成。

～60の同盟国への輸出においてはライセンス取得を不要とし、必要な場合でもその発給手続きを、現在の30～60日間から数時間へと迅速化する。

そのために、現状では大きく分けて商務省と国務省の二元管理体制になっているところを、①品目リスト、②発給機関、③それに伴う取締り機関、すべてにおいて一元化する構想を挙げている。ただ、新たな機関の設置には少なくとも議会での承認が必要であり、2010年中に起こるめどはない。また二つの品目リストの形式は大きく異なり、一元化には相当な困難が予想される。即座の効果は期待できないが、今回は輸出促進の観点からここ20年で改革の機運は一番高いといわれる。

#### ■交渉中のFTAはTPPのみ、批准待ちFTAは依然停滞

FTAが次々に締結されるアジア大洋州とは対照的に、米国のFTAは停滞したままの状況にある。政権は既存の通商法の執行強化を重点に掲げるが、それはWTO提訴や救済措置（アンチダンピング(AD)税、補助金相殺関税(CVD)）の頻発化を指し、新しい協定を結ぶ動きに乏しい。オバマ大統領が自ら通商を包括的に位置付ける説明は政権発足以降、いまだ行われたとは認識されていない。

ブッシュ政権期に締結され批准待ちのFTA（コロンビア、パナマ、韓国）は、締結から3年以上が経つが、いまだに批准に向けて動く気配はほとんどみられない。中間選挙の2010年は、年内の批准は絶望視されている。政権のスタンスは、輸出は大いにやるが、輸入を伴うFTAに対しては雇用喪失につながるとして前向きにならない。

米国にとってアジアへの通商関与強化の証しだと位置付けられる環太平洋戦略経済連携協定（TPP）は、2009年11月にオバマ大統領が訪日した際に関与を表明し、政府間交渉が始まっている。米国としては、アジア諸国だけの通商連携が中国の存在感を増すかたちで強化されることには警戒感があり、これに割り込むものとしてTPPを位置付けている。交渉参加国は米国のほか、オーストラリア、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナムの8カ国である。近い将来にマレーシアやカナダが交渉に加わるとの観測もある。

2010年の交渉は合計4回予定されている。米国は2011年APECの議長国であり、同年5月のAPEC貿易担当大臣会合までに交渉を終わらせる期待も一部にはある。しかし、米国にとっても市場アクセスにおいて砂糖や酪農産品などセンシティブ品目はあり、交渉が早期に妥結可能なかを懐疑的にみる向きも多い。TPP交渉参加国のうち、米国はオーストラリア、チリ、ペルー、シンガポールとの間に二国間FTAが発効している。米国・豪州FTAは、投資条項における投資家対国家の紛争解決手続きを設けず、また砂糖を自由化対象から外した。こうした既

存の二国間FTAの特例的な措置がTPPにおいてどう扱われるのかも注目される。

#### ■議会との関係重視により他国から報復措置招く

このほかの通商面で前向きな動きはない。オバマ政権は議会との良好な関係を維持するために、時に議会が盛り込んだ保護主義的な措置も黙認してきた。これら措置の多くは労働組合の要望に基づいている。

その最たる例は景気対策法に盛り込まれたバイアメリカン条項で、全米鉄鋼労組（USW）が要望したものである。また、NAFTAに基づくメキシコとのトラック乗り入れは、米議会がトラック運転手の組合、チームスターズからの要望を受けて凍結措置を決め、政権もこれを追認した。その結果、メキシコからNAFTAに違反するとして2009年3月以降、89品目において報復関税（NAFTA税率の停止）を課されている。さらに、中国からのタイヤ輸入に対する特別セーフガードは政権が自ら判断を下したものであり、2009年9月に組合の要望を受けて発動された。医療保険改革など国内課題の推進機運を得るために、対中通商関係を犠牲にしたとみられている。

WTOで敗訴が決まったものの米国内での制度改革がみえないものもある。2002年にブラジルからWTO提訴され米国の敗訴が確定している綿花補助金制度は、米議会が問題とされる補助金制度の撤廃に向けて動かないことから、ブラジルは報復関税発動を視野に入れている。この中和策として米国は4月に、ブラジルの生産者に援助、協力を行うことで当面の合意を得た。自国の制度を存続させるのと引き換えに、相手国生産者に補助を与えるという異例の策であり、これを酷評する論評もある。また、AD税の計算方法をめぐり、いわゆるゼロイング紛争も同様の状況にある。ゼロイングは、税率を不当につり上げる計算慣行だとしてWTO違反が確定しているが、日本やEUが報復関税の品目を選定する中、米国はこの計算方法を頑なに使い続けようとしている。

このように、米国において国内制度をWTOなど国際ルールと整合的に改正していく足取りは非常に重い。そのため、「輸出促進」の総論のもとで自ら輸出機会を失っている事態が多くみられる。

#### ■米中関係はミクロ面でみれば緊張は高まらない

2010年の米中通商関係はマクロ的な環境をみる限り、緊張が高まると多くの識者が指摘する。米国は、自らが約10%の失業率にある中で中国が10%成長を取り戻す“10 and 10”シナリオを警戒している。また2010年の米国は中間選挙を控えており、議会は有権者向けパフォーマンスを意識するため、貿易制限的な措置を求める議会の声を政権がコントロールできるのかを危ぶむ声が一般的に聞かれる。

しかし、具体的に何が起こり得るのか各論をみてみると、緊張が高まるような措置が取られることは考えにくい。米国が自力で取れる措置には、WTOとの整合性を勘案すると限界がある。議会からの不満は多く聞かれるが、WTO整合性を侵してまで対抗措置を取る意向はみられない。米国のスタンスは、まずは多国間やS&EDなどの対話機会の問題提起を行い、必要に応じ硬軟を使い分けることにある。

個別措置をみると、AD税、CVDの対中発動は近年増加している。2010年5月時点で発動されている対中AD案件は82件、CVD案件は13件ある。そして最終決定を待つ調査中のCVD案件も10件ある。申請品目は、鉄鋼製品や化学製品が主流ではあるが、最近では芝刈機や冷蔵庫用トレイなど、鉄鋼を用いた二次製品へも派生してきている。ただこうした救済措置は米中間の緊張を高めるものでもない。一方で、同じ貿易救済措置でも中国だけを対象とする特別セーフガードは、中国から猛反発を招いた。米国は今後の発動には慎重になるとみられる。

米国による対中WTO提訴は2004年以降、9件が持ち込まれ、いずれも是正の方向へと向かっている（図表II-16）。パネル設置に至る前に中国側の是正措置により

解決した案件も多く、WTOのルールは防波堤として機能している。通商分野では産業界が最重要視する知的財産権の侵害も、多国間の場で解決した一例であり、現在は2009年8月のWTO提訴の勝訴に基づいて、中国側の履行を見守る段階にある。

米国は、WTO提訴が行われることは二国間が対等な通商関係にあることの表れと形容し、緊張を高めるスタンスは取らない。今後も、米産業界が関心を持っている分野、具体的には中国の金融サービス分野（クレジットサービス）、郵便配達サービス、インターネット検閲などにおいてWTO提訴が行われる可能性はある。

米国側が強硬に反発する機会として、中国独自の制度が発表され、米国が他国を巻き込んでこれに抗議するケースが最近増えている。情報セキュリティ製品において中国独自の強制認証（CCC）の取得を義務付ける政策は、米国側が懸念を表明したことから、政府調達のみ限定し、国有企業やその他の機会においては適用しないよう修正された。また、国内で開発された技術製品を中国が政府調達において優遇する政策（Indigenous Innovation）も、先進各国の業界団体から猛反発を受けて、中国は修正を迫られた。4月の発表で「国内で開発された」は「国内でライ

図表II-16 米国の対中国WTO提訴案件一覧

案件	訴状趣旨	経緯	現在の状況
半導体増値税還付問題 (DS309)	半導体の国内販売に対し課している17%の増値税について、国内で設計あるいは製造されたものに限り税額の一部を還付していた。米国の半導体メーカーなどが内国民待遇に抵触すると主張。	2004年3月18日WTO協議要請 04年7月8日和解	パネル設置前に和解【終了】
自動車部品関税問題 (DS340)	一定の現地調達率を満たさない完成車に組み込まれる輸入部品について、その関税を完成車と同レベルに引き上げる措置が、内国民待遇に抵触すると主張。	06年3月30日WTO協議要請 06年10月26日パネル設置 08年7月18日パネル裁定 08年12月15日中国側により上訴 09年8月29日中国側是正措置発表	パネルでは米国の勝訴裁定、中国は一旦上訴するも、是正措置発表【終了】
補助金制度問題 (DS358)	鉄鋼、木材、紙などの製品における、税制優遇措置（還付、率低減、控除など）が輸出補助金に当たると主張。	07年2月2日WTO協議要請 07年8月31日パネル設置 07年11月29日是正措置に合意	中国が対象補助金の廃止に合意し、米国がパネル審理の一時停止に合意【終了】
知的財産権保護問題 (DS362)	著作権・商標権保護に対する中国の法執行が、刑事罰の執行最低ラインや適用範囲などの面から不十分であり、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）違反だと主張。	07年4月10日WTO協議要請 07年9月25日パネル設置 09年1月26日パネル裁定 09年5月8日裁定を履行する旨発表	パネルではおおむね米国の勝訴裁定、中国は上訴せず【一応、終了。米国は履行監視中】
出版物・音響映像製品の市場アクセス問題 (DS363)	海賊行為がまん延する製品（本、DVD、CD、ビデオゲーム）において、流通権を国有の輸入業者にのみ認めており、WTO加盟時の公約（貿易権、流通サービス）違反だと主張。	07年4月10日WTO協議要請 07年11月27日パネル設置 09年8月12日パネル裁定 09年12月21日上級委員会裁定 10年2月18日裁定を履行する旨発表	パネルではおおむね米国の勝訴裁定、上級委員会もそれを支持【一応、終了。米国は履行監視中】
金融情報サービス規制問題 (DS373)	ブルームバーグなど金融情報サービスにおいて、新華社の指定した企業を通すことを義務付ける規制が、市場アクセスを妨げていると主張。	08年3月3日WTO協議要請 08年12月4日了解覚書（MOU）締結	パネル設置前に和解【終了】
国内企業への補助金によるブランド育成問題 (DS387)	政府が実施する、自国ブランド育成を目的とした家電や繊維など製品への支援が、輸出実績に応じて施されており、輸出補助金に当たると主張。	08年12月19日WTO協議要請 09年12月18日和解	パネル設置前に和解【終了】
鉄鋼原料の輸出規制問題 (DS394)	コークス、ボーキサイトなど鉄鋼原料の輸出において数量割り当てをはじめとする輸出制限措置を取っており、WTO違反だと主張。	09年6月23日WTO協議要請 09年12月21日パネル設置	今後、パネル審理へ

〔注〕ほか、米国製クラフト紙に対するアンチダンピング関税措置に対して、米国がWTO提訴検討中に、中国が事前に課税を撤回した案件がある（06年1月解決済み）。

〔資料〕米通商代表部（USTR）、WTOから作成。

センス利用することを国外から認められた技術も含められ、産業界の懸念は部分的には解消している。

#### ■人民元は関心高いも、既存ツールは手詰まり

なお、通商問題という括りを超えて米国の対中関心が最も高いのは人民元である。財務省が発表する半年次の為替政策報告書では毎回、中国の為替政策を「為替操作」に指定するよう求める声が高まる。相場が過小評価されていることは党派を超えてコンセンサスがあるが、操作認定すべきかどうかは異なる意見も聞かれる。2010年1回目の報告は、4月15日だった発表日を先延ばしにした上で結局は操作認定しなかったことから、議会の不満は高まった。

ただ、仮に操作認定をしたとしても、現行の根拠法で米国側から何ら制裁措置が取れる訳ではない。根拠法は米財務省に対し、国際通貨基金（IMF）の場や直接交渉の場で、対ドル為替政策を是正するよう協議することを定めているに過ぎない。これを変えるべく、議会で提出される対中制裁法案の中には、新たな対抗手段を政権に与えることを企図するものもある。2010年2回目の報告書は10月15日が発表期限である。

#### ■平等な競争条件によりこだわる民主党政権

米国が対外関係においてこだわるのは、「平等な競争条件」の実現であり、仮に不平等であればそれをならすような措置を求める。特に民主党に顕著な価値観とも言え、さまざまな主張はこれを背景に読み取ることができる。

人民元が為替操作されているとする主張の根幹には、価値が不当に安く抑えられているのは競争上平等でないとの考えがある。また気候変動対策法案においても中国を想定して、排出削減の進んでいない国からの輸入において追加負担、いわゆる国境措置を導入するよう求める声が高まる。これも、競争条件が不平等なままに国産品が輸入品にシェアを奪われることは容認できないとの考えに基づく。AD、CVDなど貿易救済措置の発動が頻発化するのも、平等な競争条件を求める延長線上にある。

## (2) リスボン条約発効とEU

#### ■リスボン条約で大きく二つの変化

2009年12月、EUの新しい基本条約であるリスボン条約が発効した。リスボン条約は欧州理事会常任議長職の設置をはじめ、さまざまな面でEUに大きな変化をもたらすが、通商面でも大きな変化がみられる。特に大きく分けると、リスボン条約は、通商分野でのEUの排他的権限の拡大、欧州議会の権限の拡大をもたらす。

これにより、これまで加盟各国の権限とみなされてきた投資規定もEUの通商戦略の対象となること、欧州議

会の関心が強い人権、環境などの非貿易的関心事項への取り組みが強化されることが予想される。

#### ■FTAにおける投資規定はEUの排他的権限に

リスボン条約は第1にEUの通商権限を強化する。EU法のもとでは、EUが対外的に条約を結ぶためには、そもそも当該分野についてEUに権限があることが必要となる。さらに、当該分野についてEUに排他的権限がある場合には、EUのみが条約を結ぶことができる。これに対して、加盟国とEUとの共有権限に属する分野についての条約は、EUと加盟国とが共同で条約を結ぶことになる（混合協定）。

リスボン条約発効前は、関税や競争などはEUの排他的権限とみなされていたが、FTAにおける個別分野のうち、サービスの大部分、知的財産権は共有権限（分野により加盟国の排他的権限）、投資規定は加盟国の排他的権限に属するとみなされてきた。サービスや知的財産権をめぐることは、裁判所を舞台にEUの権限か、それとも加盟国の権限かが争われてきた。2009年11月30日の欧州司法裁判所（ECJ）意見1/08は、EU拡大に伴うWTOサービス協定（GATS）の約束表を改定する権限を誰が持つのか、という問題に判断を下したが、ここでは一定のサービス分野はEUの排他的権限に属さないことから、GATS約束表改正交渉は共有権限に属すると確認されている。

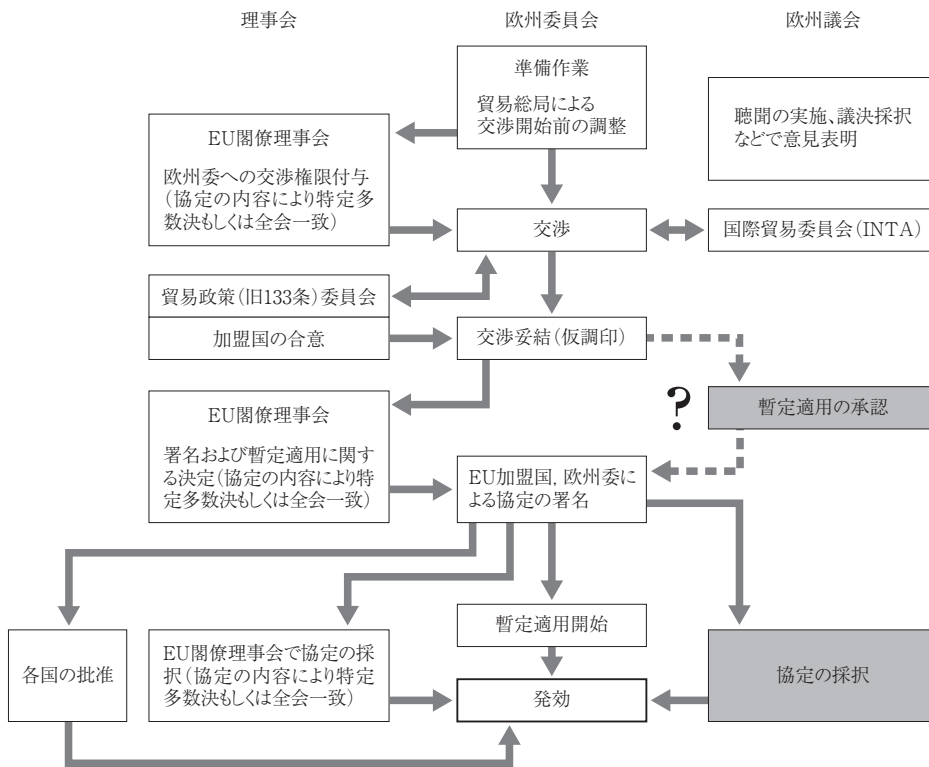
しかし、リスボン条約の発効により、投資規定、サービス貿易、知的財産権の貿易的側面が共通通商政策に含まれることが明示された。共通通商政策がEUの排他的権限に属することもあわせて条約で確認されたため、少なくとも対外的には、これら分野はEUの排他的権限に属することになる。ただし、FTAに投資規定、サービス貿易、知的財産権の貿易的側面に関する規定が含まれる場合は、EU閣僚理事会の全会一致の決議が必要となる。

排他的権限の拡大によるEUの通商権限の強化は、実務上二つの点で意味を持つ。一つはEUのFTAの対象の拡大・深化が見込まれることである。EUのFTAではこれまで、排他的権限がなくとも、EUに権限がある事項については、欧州委員会が交渉を行ってきた。欧州委員会は、理事会から交渉権限を付与され、各国の代表者で構成される貿易政策委員会（旧133条委員会）に報告を行いつつ、その権限内で交渉を行う（図表II-17）。この交渉プロセスは、共有権限とみなされてきたサービスや知的財産権にも準用されてきた。

ただし、欧州委員会はEUが権限を持たない分野について交渉することはできない。これまでにEUが結んだFTAには、投資家対国家の紛争解決条項など投資保護規定は置かれていない。最も包括的かつ高い水準のFTAと



図表II-17 EUのFTA交渉プロセス



〔注〕 塗りつぶしはリスボン条約により新たに定められた部分。

〔資料〕 H.Wallace, W.Wallace, and M. A. Pollack, "Policy-Making in the European Union 5th ed.", 2005, p.384などを参考に作成。

としない部分、すなわちEUの排他的権限に属する部分とに分け、後者については加盟国の批准を待たず、EU内の手続きを終えた段階で暫定適用を開始するという実行がとられている。EUチリ連合協定でこの方式が採用され、関税、政府調達、競争に関する部分が暫定適用の対象とされた。暫定適用は2003年2月から開始されたのに対し、サービスの自由化や政治対話、協力などを含む連合協定全体が発効したのは2005年3月になってからだった。あるいは、EUの排他的権限に属する部分のみを条約から切り出して、別途中間協定として締結する場合もある。

こうした切り分けが必要となるのは、いずれの協定

なった韓国とのFTAでも、投資保護規定は置かれなかった。これは、投資は加盟国の権限に属し、そもそもEUは交渉権限を持たないと考えられたからである。直接投資は加盟国の権限に属するものとされ、EUでは従来、加盟各国が数多くの二国間投資協定（BIT）を第三国と個別に結んできた。

また、欧州委が交渉を行う場合も、共有権限に属する事項については、権限の限界が明らかでない可能性もあり、交渉は制約される。EUがサービスの自由化で、米国が採用する自由化の度合いの高いネガティブ・リストではなく、ポジティブ・リストを採用するのは、EUの権限に限界があるという側面もあったと考えられる。EUの権限を拡大したことで、今後EUのFTAはさらに対象分野を拡大・深化していくものと考えられる。

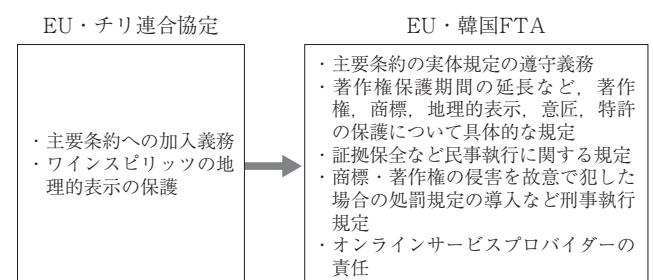
もう一つは、発効の迅速化が可能となることである。FTAによる利益を得るために、関税削減・撤廃はできるだけ早期に開始されることが望ましい。しかし、混合協定の発効のためには、EU内での批准手続きに加え、加盟国ごとの批准手続きが必要となる。EU加盟国が27カ国に及ぶ現在では、加盟国すべての批准を得るには相当の時間がかかる。このため、迅速な実施が求められる場合には、条約を加盟国の批准が必要な部分、すなわち加盟国との共有権限に属する部分と、加盟国の批准を必要

においてもEUの排他的権限に属しない分野が含まれるからだ。EUの排他的権限が拡大すればこうした手続きは必要なくなるか、あるいは暫定適用の対象は拡大する。これまで暫定適用あるいは中間協定の対象は、主に関税に関する部分に限られたが、サービス・投資自由化や知的財産権の保護規定なども早期発効が可能となる。

■ 「グローバル・ヨーロッパ」が転換点

もともと欧州委員会は2006年10月に発表した「グローバル・ヨーロッパ」と題する新通商戦略で、FTAを重視する方向性を打ち出した。その中では、関税だけでなく非関税障壁、知的財産権、サービス、投資、政府調達、競争などの新しい分野の規律が重要であるとして、包括的なFTA締結を目指す姿勢を鮮明にした。

図表II-18 EUのFTAの知財条項の拡充



〔資料〕 両協定から作成。

知的財産権でみると、従来のEUのFTAでは、地理的表示を除き、知的財産権の保護を規定する条項は充実しているとはいいがたかった。例えば、EU・チリ連合協定では、主要条約への加入義務を課すとともに、ワイン・スピリッツの地理的表示の保護を義務付ける付属協定を結んだ。しかし、いずれもNAFTA、米国・チリFTAと比べると限定的な内容にとどまる。この点、2009年10月に仮調印したEU韓国FTAでは、極めて包括的な知財規定を設けている（図表Ⅱ-18）。条文の数だけみても、EUチリ連合協定はわずか4条であるのに対し、EU・韓国FTAでは、69条に及ぶ。

背景には、ECJの判例でエンフォースメントに関するEUの権限が確認されたことがある。また、EU・韓国FTAでは、サービスだけでなく、製造業の投資自由化も規定を設けている。このように、「グローバル・ヨーロッパ」を踏まえ、EUのFTAは既に劇的な拡大・深化を遂げているが、リスボン条約によるEUの権限拡大は、こうした流れを加速するものと考えられる。

既に投資規定については、EU独自の政策の策定と既存の加盟各国によるBITとの調整が、欧州委員会の通商政策上の重要課題の一つとして挙げられており、2010年中に欧州委員会は必要な法案を提示する予定である。欧州委員会の提案では、当面は加盟国にも交渉権限を残し、交渉開始はEUの事前許可制とするとし、権限の段階的移行を予定している。EUを相手とする投資協定に関心を示している国もある。既にEUとFTAを含む連合協定を締結しているメキシコは、2009年11月のEU・メキシコ共同委員会で、リスボン条約発効後にEUと包括的な投資規定の交渉を行うことを希望している。EU・韓国FTAでも、将来的な投資保護規定の交渉を示唆する条項が設けられている。ただし、投資規定に何が含まれるかはいくつかの解釈があり、権限をめぐるのは欧州委や加盟国で争いが生じることも予想される。

#### ■ リスボン条約で欧州議会の関与強まる

リスボン条約は第2に、欧州議会の通商政策における権限を強化している。共通通商政策については、これまでEU閣僚理事会のみが決定権限を持っていた。だがリスボン条約により、欧州議会が対等の権限を持つ通常立法手続きを共通通商政策にも導入した。通常立法手続きのもとでは、欧州議会は理事会と対等の立場で法案の修正権、同意権を持つ。さらに、通常立法手続きが要求される分野を対象とする条約の締結には、欧州議会の同意を必要とする。従って、共通通商政策に属するFTAの締結についても、欧州議会の同意が求められる。

ただし前述のように、EUのFTAは、暫定適用を可能とする規定を設けている。リスボン条約後、暫定適用にも

欧州議会の同意が必要とされるかどうかは争いがある。

そこで、4月に欧州委員会が提示したEU・韓国FTAの暫定発効のための閣僚理事会決定案は、欧州議会に配慮し、「欧州議会がFTAに関する見解を表明することができるよう十分な時間を経て」暫定適用の開始に必要な手続きを進めるよう提案している。これに加えて、EU・韓国FTAでは、貿易急増に際しての二国間セーフガードに関する規定が設けられているため、実施のためにEUの規則を制定する必要がある。規則については現在閣僚理事会、欧州議会で審議されているが、規則を制定するには欧州議会の同意が必要なため、実質的にEU・韓国FTAの暫定適用は、欧州議会の賛同なしに開始することはできない。同FTAの署名は当初4月の予定だったが、欧州議会への配慮から、欧州委は慎重に手続きを進めており、7月1日現在、まだ署名されていない。欧州議会の国際貿易委員会（INTA）は6月23日、セーフガード規則に関する欧州議会の修正案報告書を採択したが、その中ではセーフガード発動要件を緩和し、欧州議会や産業界にも調査開始権を与えるよう提案されている。EU・韓国FTAをめぐるのは欧州自動車工業会（ACEA）などが欧州議会にロビイングを強力に働きかけているとされており、欧州議会の権限強化が保護主義的傾向を強めることに繋がるおそれも指摘されている。

このように欧州議会についてはその権限の内容は必ずしも明らかでないものの、その影響力は確実に強まっている。それとともに、EUは通商政策における人権、労働、環境などの問題への取り組みを強化する可能性がある。欧州議会はEU域内産業への影響とともに、これらの非貿易的関心事項を重視してきたからだ。

#### ■ コロンビアとのFTAでは人権違反で停止条項

EUはこれまでも通商政策において、関税など貿易事項だけでなく環境、労働、人権といった非貿易的関心事項も重視してきた。域外諸国とのFTAを歴史的、地理的背景などに基づく二国間の政治経済関係の包括的強化を目指す連合協定という枠組みの一部を担うものとして位置付けてきた。例えばEU・チリ連合協定は、政治対話、二国間協力、それからFTAの要素である関税引き下げの三部で構成される。このうち、二国間協力の枠組みの中で、環境協力、人権、労働を取り扱う社会協力、男女平等政策の協力など、さまざまな事項を取り上げている。共同理事会・委員会を設置し定期的に協議を行うなど協定の枠組みを通じて、相手国の環境、労働問題の改善に関与しようとする試みだ。

そのほかにもメキシコ、地中海諸国との連合協定、EU加盟を目指す南東欧諸国との安定化連合協定（SAA）でもこうした協力規定を取り入れている。ただし、あくま

で「協力」を規定するにとどまり、対話、ODAによる支援などを中心としている。貿易自由化と結び付けられたものではないから、将来のEU加盟の前提条件として位置付けられるSAAを除き、相手国が環境、労働、人権問題の改善に取り組む動機は必ずしも強くなかった。

しかし、既にリスボン条約によるパワーバランスの変化を見越して、EUのFTAにおける非貿易的関心事項の存在感は高まりつつある。EU・韓国FTAでは、「貿易と持続可能な開発」という独立の章を設けた。環境、労働に関する国際条約の尊重、国内の環境、労働法規の実施義務などを定めるとともに、常設の委員会での定例協議、あるいは問題がある場合の一方の要請による政府間協議、専門家パネルによる紛争解決手続きを設置した。

さらに、5月のEU-ラテンアメリカ・カリブ諸国首脳会議で仮調印されたEU・コロンビアFTAには、人権侵害があった場合には、一定の手続きを経て、協定の停止を可能とする条項が含まれている。

また欧州議会は、2008年4月に湾岸協力会議（GCC）、2009年3月にインドとのFTAについて、決議を採択している。いずれの決議でも、「人権・民主主義条項はFTAの不可欠の要素である」ということを強調している。欧州委員会はインドとのFTAについて10年中の妥結を目指す、FTAに人権の遵守や環境保護規定の挿入を求めていることが、交渉進展の大きな障害となっているといわれる。

### ■ アジア重視の姿勢は変わらず

このように、リスボン条約によりEUの通商戦略はその前提において大きな変化があり、転機を迎えている。EUでは、リスボン戦略の後継として、2020年までの新成長戦略「欧州2020」を打ち出したが、その一環として、「グローバル・ヨーロッパ」の見直しも行う予定である。6月からパブリック・コンサルテーションを開始している。6月の欧州理事会（EU首脳会議）では、「欧州2020」の採択に際して、成長戦略の一環として、通商政策を重視する姿勢を示した。欧州委員会

は、年内に成長戦略の一環として、通商政策を発表することになっている。リスボン条約による大幅な変化という背景もあり、EUの通商戦略は見直しを迫られる。

「グローバル・ヨーロッパ」で示されたアジア重視の姿勢は、基本的には変わらない。欧州委員会のデグフト委員（通商担当）は、就任直後の2010年3月、シンガポール、ベトナム、インドなどを相次いで訪問し、ASEAN、およびインドとのFTA交渉のテコ入れを図った。シンガポールとは個別交渉を正式に開始、ベトナムとも早期立ち上げで合意した。2007年6月に交渉を開始したインドとも、10月の首脳会議前のFTA妥結を目指すことで一致した。現実には年内妥結は困難だが、WTO交渉が進まない現状のもとでは、アジア新興市場の開拓にFTAを積極的に活用していくという姿勢に変化はない。

ただし、中国については、新たな通商戦略の策定が必要となる。EUは「グローバル・ヨーロッパ」で中国を特別な存在と位置付け、中国に対してのみ個別に通商戦

図表II-19 炭素鋼ねじにおけるAD措置をめぐるEUと中国の対立

日付	主体	内容
2007年11月9日	EU	対中AD調査開始
2008年12月	EU	AD諮問委員会、14対11でAD税発動の勧告を可決
2008年12月29日	中国	EU製の同じ製品に対しAD調査を開始
2009年1月26日	EU	最大85%のAD税発動決定
2009年7月31日	中国	EUをWTO提訴（対EUは初めて）
2009年10月12日	中国	WTOにパネル設置要請→設置
2009年12月23日	中国	対EU暫定措置を発動
2010年5月7日	EU	中国の暫定措置についてWTO提訴

〔資料〕EU官報、中国商務部ホームページ、WTOホームページなどから作成。

図表II-20 対中AD一覧

	対象製品	措置の種類	調査開始公示日	暫定措置公示日	確定措置公示日
1	フェロシリコン	AD	2006年11月30日	2007年8月29日	2008年2月28日
2	コークス（80mm超）	AD	2006年12月20日	2007年9月19日	2008年3月18日
3	グルタミン酸ナトリウム	AD	2007年9月5日	2008年6月4日	2008年12月2日
4	クエン酸	AD	2007年9月4日	2008年6月3日	2008年12月3日
5	溶接鋼管	AD	2007年9月26日	-	2008年12月19日
6	かんきつ類	AD	2007年10月20日	2008年7月5日	2008年12月30日
7	締め具（炭素鋼ねじなど）	AD	2007年11月9日	-	2009年1月31日
8	PC鋼線	AD	2008年2月16日	2008年11月15日	2009年5月13日
9	ろうそく	AD	2008年2月16日	2008年11月15日	2009年5月14日
10	線材（ステンレス鋼線材を除く）	AD	2008年5月8日	2009年2月7日	2009年8月5日
11	継ぎ目なし鉄鋼管	AD	2008年7月9日	2009年4月8日	2009年10月6日
12	アルミホイル	AD	2008年7月12日	2009年4月8日	2009年10月6日
13	貨物スキャンシステム	AD	2009年3月18日	2009年12月17日	2010年6月16日
14	モリブデン線	AD	2009年4月8日	2009年12月18日	2010年6月16日
15	グルタミン酸ナトリウム	AD	2009年8月11日	2010年5月4日	-
16	アルミ製ホイール	AD	2009年8月13日	2010年5月11日	-
17	ポリエステル強力糸	AD	2009年9月8日	2010年6月2日	-
18	ガラス長繊維	AD	2009年12月17日	-	-
19	メラミン	AD	2010年2月17日	-	-
20	コート紙	AD	2010年2月18日	-	-
21	コート紙	相殺関税	2010年4月17日	-	-
22	ガラス繊維（オープンメッシュ）	AD	2010年5月20日	-	-

〔資料〕欧州委員会貿易総局ウェブサイトから作成。

略を発表した。戦略は中国に対等な立場で相応の責任ある振る舞いを求め、そして、通商問題を解決するため対話メカニズムを重要なツールとして位置付けた。これを受けて、EUと中国は2008年4月に、ハイレベル経済貿易対話（HED）を立ち上げた。

しかし、対話は必ずしも有効に機能しているとはいえないのが現状だ。米国も大きく取り上げる人民元問題だけでなく、資源輸出規制など中国に関する貿易投資上の課題は山積みである。また、中国にとっては、EUの対中AD税発動も大きな問題となっている。最も大きな問題となったのは炭素鋼ねじなどに対する案件で、AD発動、WTO提訴の応酬となって紛争は泥沼化している（図表Ⅱ-19）。また、EU域内でも意見が分かれた革靴に対するAD措置も、EUは2009年12月に15カ月間の延長を決定した。中国はこれに反発し、2010年2月にWTO提訴した。

EUのAD措置全体に占める対中割合は突出している。EUは2008年12月に、立て続けに4件の対中AD措置を発動した後、2009年には計6件の対中ADを発動した（図表Ⅱ-20）。これは全体の3分の2を占め（国別品目別）、現状ではEUのAD措置は中国製品を食い止めるために存在しているといっても過言ではない。

他方で、EUの輸出における中国のプレゼンスは年々拡大している。EUの輸出（域内、域外含む）に占める中国の構成比はまだ2.5%に過ぎないが、金融危機の影響で軒並み輸出が落ち込む中、主要国で唯一対中輸出のみ前年から増加している。景気回復には中国をはじめとする新興国の開拓に頼らざるを得ないのも事実で、欧州委員会も全面的に強硬姿勢をとることはできない。欧州委員会は、バローゾ委員長、デグフト委員（通商担当）が2010年5月に訪中、またHEDの強化を行うなど、対話機能の立て直しを図ることで現状打開を目指している。

## 4. 浮上する「貿易と環境」をめぐる議論

先進国を中心に各国が気候変動対策を強化する中で、「貿易と環境」をめぐる議論が脚光を浴びつつある。温室効果ガス削減のための共通の枠組み作りに国際的な合意がみられない現状において、先進国は今後、温室効果ガス（greenhouse gas: GHG）排出削減策の本格的導入により国内経済がコスト高になる中で、以下の二側面から自国の競争力をどう維持することができるのかを意識する。

一つには、先進国によるいわゆる「カーボンリーケージ」問題への対策が挙がる。二酸化炭素に代表されるGHG削減のために、先進国の域内企業は設備投資などに大きな経済的負担を強いられる。その結果、GHG排出規制の緩い途上国で生産された製品のコスト競争力が高まって輸入が増える上、先進国から新興国などへ生産拠点の流出が進むとの懸念がある。輸入増や拠点流出が進み、世界的にはGHG削減が進まない場合、これをカーボンリーケージと呼ぶ。カーボンリーケージ対策をめぐっては、そもそもリーケージは起こるのか、どのような制度設計が可能なのか、WTOルール整合性は確保できるのかなど論点が多くある。現在、米国やEUなどが導入検討を行っている（(1)②~④で詳述）。

もう一つの議論の論点としては、環境技術・物品の関税を加盟国で一律に引き下げ、撤廃する措置が挙がる。関税障壁を取り去ることで、技術導入コストを低減させ、気候変動対策を達成しやすくするというのが元の趣旨であるが、先進国は、新興国での排出削減のために自国の環境物品を輸出する機会と捉えている。この議論はWTOドーハラウンドの交渉グループの一つである、貿易と環境交渉の一主要議題となっている。各国からは、カバーすべき品目について提案が上がっているところがある（(2)で詳述）。

なお、WTOドーハラウンドの貿易と環境交渉におけるもう一つの論点である、多国間環境条約とWTOルールの関係については（2009年版ジェットロ貿易投資白書参照）、議論は進んでいない。理由としては、交渉の対象がバーゼル条約など、条文に、特定の場合に加盟国間での輸出入を禁止する規定などの貿易義務を含む環境条約に絞られているのに対し、各国の関心が、それら条約よりも、カーボンリーケージ対策へと移っているためである。

### (1) 気候変動対策に伴う国境措置について

#### ① COP15を受けて新興国も行動計画を提出

2009年12月に開かれた国連気候変動枠組み条約第15

回締約国会議（COP15）では、GHGの排出削減目標は盛り込まれず、非拘束の「コペンハーゲン合意」に「留意する」との結論にとどまった。会議を受けて、附属書I国に含まれる先進国は2010年1月末に気候変動条約事務局に対し削減目標を提出した。2020年の排出目標値として、日本は90年比で25%削減、米国は2005年比で17%削減（90年比に換算すると3~5%減）、EUは90年比で20%の削減をそれぞれ目指すことになる。EUは他国の取り組み次第では30%減に目標を引き上げる用意もみせている。

これに対し新興国は「国内的に適当な、緩和のための行動」を提出し、中国は、2020年のGDP当たりCO<sub>2</sub>排出量を2005年比で40~45%削減する、エネルギー消費に占める非化石エネルギーの割合を2020年までに15%に引き上げる、2020年までに2005年比で森林面積4千万ヘクタール増加などを提示した。またインドは、2020年のGDP当たり排出量を2005年比20~25%削減する（農業部門を除く）ことを提出した。経済成長が続くことを視野に入れて規模比での設定になっているため、成長率次第では、目標を満たす排出量は今より高い数字になることもあり得る。ただ、新興国をはじめとする途上国も排出削減のための行動について言及した点では、一定の成果をあげたといえる。

またコペンハーゲン合意では、先進国が途上国に対し、温暖化対策のために2010年から2012年の間に300億ドルの新規の資金支援を行い、2020年までに年間1,000億ドルの資金支援を行うことを目標とする約束を行った。支援は公的なもの、民間によるもの、二国間で供与されるもの、多国間により供与されるものなどさまざまな形を含んでいる。先進国は資金援助により相当の排出削減が行えるはずととらえており、それが達成されなければ、カーボンリーケージ対策が必要だとの議論が加速化すると考えられる。

## ②国境措置のWTOルール整合性について

### ■ WTOルール上の国境措置の位置付け

カーボンリーケージによる将来的な競争力低下への対策として先進国で議論の多い措置が、排出規制の緩い国からの輸入品に対し輸入時に課税するなどコストを上乗せする国境措置である。気候変動対策の実施によって実施国の産業競争力に変化があるか、また国境措置の実施が競争力の維持に効果があるのかについては、経済学的な分析法を用いた検証が各国で行われているところである。一方、通商法の観点からはそのような国境措置のWTOルール整合性が大きな論点となっている。

WTOルール上、加盟国がとることのできる国境措置としては、譲許税率の範囲内での実行税率の引き上げの

ほかに、大きく分けて3つの類型がある。

第1に、内国税に対応する課徴金を輸入の際に賦課すること、または輸出の際に還付する国境税調整（BTA）が認められている。GATT第2条2項（a）では、「商品の輸入に際して…同種の国内産品について…（GATT第3条2項の）規定に合致して課せられる内国税に相当する課徴金」（抜粋）の賦課が認められており、輸入BTAが認められると解釈されている。さらにガットのBTAに関する作業部会報告書（1970年）4項では、OECDの採用したBTAの定義を基に、同種の国内産品に課せられる内国税の一部または全部に対応する輸入品への課税（輸入品に対するBTA）だけでなく、輸出の際の内国税の一部または全部の免除（輸出BTA）も認めている。報告書によればBTAの対象となる内国税は、間接税（物品税、消費税、付加価値税など）に限られる。間接税は所得税などの直接税に比べ、税相当コストの産品への価格転嫁が明白なためである。

第2に、国境措置が単に課徴金の賦課ではなく、国内の法令に従って、特定の行動を輸入または輸出の際の要件とする場合が想定される。この場合、BTAではなく国内規制の問題となり、GATT第3条4項の適用を受ける。国境措置により輸入品に課せられる要件が、国内の同種の産品への待遇より不利ではない、などの条件を満たす場合に限りWTOルールに合致する。GATT第3条は内国民待遇原則に関する規定であり、一見、輸入関連措置に関する規律でないように見受けられるが、GATT第3条の注釈により、同種の国内産品と同様に適用される要件で「輸入時または輸入地点において徴収されまたは実施されるものは」第3条の適用を受ける。

第3に、当該の国境措置が内国民待遇原則や、最恵国待遇原則などに違反する場合でも、GATT第20条で規定する例外として許容される場合がある。「人、動物または植物の生命または健康の保護のために必要な措置」（GATT第20条（b））、「有限天然資源の保存に関する措置」（同条（g））などがあり、同条の要件にすべて合致する場合に限り、WTOルール上、例外として認められる。

つまり、カーボンリーケージ対策としての国境措置がWTOルール上認められる措置であるためには、①GATT第2条2項（a）に適合するBTAであるか、②GATT第3条4項に適合する国内規制であるか、③GATTの原則には違反するが同第20条によって例外的に許容される措置であるか、のいずれかである必要がある。

現在、先進国で議論されている主な国境措置の形態は、「国境炭素税」と、「排出量取引における輸入品に対する排出枠の購入義務付け」である。国境炭素税とは、国内で生産に伴うGHG排出に応じた内国税が賦課されてい

る場合に、輸入品に相当分の課税を行うものであり、フランスなどが導入に関心を示している。排出枠の購入義務付けとは、国内排出量取引制度が運用されている枠組みにおいて、輸入品に、国内で生産された製品にかかるGHG排出負担コストに相当する排出枠の取得を義務付けるものである。

#### ■国境炭素税および炭素税輸出還付のWTO整合性

国境炭素税は、ガット作業部会報告書の文脈からは、物品に課せられる炭素税であればGATT第2条2項(a)と同第3条2項に適合するという条件で、輸入BTAの対象となりうる。GATT第3条2項では、同種の製品にかかる内国税の水準を超えない、つまり内国民待遇原則に違反しない課徴金を輸入品に課すことが認められている。例えば、産業用機械や大型エンジンなどGHG排出の多い最終製品またはその部品に対し、国内で炭素税が課せられている場合に、同種の輸入産品に同水準の国境炭素税を賦課することは、理論上可能である。

しかしGATTに整合的な国境炭素税の具体化は容易ではない。第1に、炭素税の課税対象となる物品が輸入品の一部分に組み込まれている場合、内国税に相当する国境税の課税額を正確に算出できるか疑問視されている。第2にGATT第1条1項の最恵国待遇原則にも合致する必要があり、輸入国によって差別的な待遇を与えることも認められない。第3に、燃料の使用量やGHG排出量に応じた課税は輸入BTAとしては、少なくともGATT上は明確には認められていない。

特に第3の点、GATT第2条2項(a)は「物品」に対する課税を想定した規定である。内国税としての炭素税の課税対象が石炭のように燃料などとして生産過程で消費され最終製品には残らない「投入物」である場合は、輸入BTAの賦課は明示的には認められていない。GATT第2条2項(a)やガット作業部会報告書、また後述するWTOの補助金および相殺措置に関する協定(以下、補助金協定)附属書I(h)などの類推解釈として、燃料などの投入物に賦課される内国税に対応する輸入品への課税も輸入BTAとして認めるべきとの見解も有力であるとはいえ、GATTの厳格な解釈から否定的な見解もある。さらに課税額算出の対象が、生産される物品でも燃料などの投入物でもなく、生産過程で生じる二酸化炭素などのGHGという「副産物」である場合は、仮にGATTなどの規定を拡大解釈したとしても許容されないとの見方が大勢を占める。

続いて、輸出時の炭素税還付について検討する。BTAはOECDの定義によると、租税法の観点で仕向け地主義に基づくものである。つまり輸出産品については、生産国ではなく最終消費者の所在地である仕向け地国に課税

権限があるとの考え方である。仕向け地原則を徹底する場合、輸出産品は、輸出先での二重課税を防ぐために、生産国で賦課された間接税が、輸出の際に、還付されるもしくはあらかじめ課税を免除されることが前提となる。そのため、今後、国境炭素税の導入が議論される場合、内国税としての炭素税の輸出還付を輸出BTAとして導入する政策も併せて検討されることとなろう。

炭素税の還付が輸出BTAに該当するかは、補助金との関連が問題になる。GATT第16条注釈は「いずれかの輸出産品が、国内消費に向けられる同種の産品に課される関税もしくは租税を免除されることまたは…課せられたときにその額を超えない額だけ払い戻しを受けることは、補助金の交付とはみなさない」としている。条件として補助金協定附属書Iでは、所得税などの直接税の免除や軽減((e)項)および、間接税であっても国内消費向けに販売される場合にその生産および流通に関して課せられる内国税の額を超える額の免除や軽減((g)項)は、補助金協定第3条の禁止する輸出補助金に該当するため認められていない。

輸出BTAは輸入BTAよりも適用範囲が広いことが指摘されている。輸入BTAはGATT第2条2項(a)に基づき「生産されている物品」への課税に限定されている。これに対し、補助金協定附属書I(g)は課税免除の対象として上述のとおり生産だけでなく「流通」を含めている。また同附属書(h)では、「生産において消費される投入物」に対する課税の免除などを規定していることから、輸入BTAの場合と異なり、燃料など投入物に対する課税でも、輸出BTAの対象となると解釈されている。

このように国境措置のうち、国境炭素税および輸出時の炭素税還付は、GATT第3条2項や、GATT第1条1項に合致するという高いハードルの下ではあるものの、制度の設計によっては、国境税調整として成立する余地のある措置といえる。GATT第1条もしくは第3条に違反する場合は、後述のとおりGATT第20条の下、例外的に許容されるかという問題になる。

#### ■排出枠購入義務付けのWTO整合性

輸入の際、輸入者に排出枠の有償購入を義務付ける措置については、国境炭素税の議論が同様に当てはまるとの見方もあり、その場合は上記の論点を踏襲することにある。一方、同措置が輸入BTAには該当しないと有識者の見方も多い。理由としては第1にこの場合、購入する排出枠算出の対象は、排出される二酸化炭素という「副産物」であり、前述のとおりGATT第2条2項(a)の対象にならない可能性が高い。第2に、この措置では輸入の際に求められるのは単に金銭の負担ではなく、輸入者が排出枠を購入し導入国の政府に提出することである

ため、GATT第2条2項(a)の規定する「内国税に相当する課徴金」に該当しない可能性が指摘されている。

措置の導入によって、輸入者は排出枠を購入しなければ輸入できないのであれば、税や課徴金ではなく、一種の輸入制限に該当する。関税その他の課徴金以外の輸入制限は、一義的には「製品の輸入について、…関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない」とするGATT第11条1項に違反する。ただし輸入制限であっても、輸入製品について内国品と同様に適用される法令もしくは要件は、GATT第3条注釈を根拠に、原則として第11条ではなく第3条の適用を受ける。仮に第11条が優先されるとすると、第3条に整合的な国内規制が、輸入品には適用できず内国産品にのみ適用されるという矛盾が生じるためである。措置の内容によっては第11条が優先されるとの見解もあるものの、この点から排出枠の購入義務付けは、輸入品が国内における販売などに関する要件に関し、同種の内国産品より不利でない待遇を許与されることを規定するGATT第3条4項に服するとみられる。

結論として、輸入時の排出枠購入義務付けのWTO上の位置付けについては、見解が分かれているものの、GATT第2条2項(a)の輸入国境税調整措置としてよりも、国内規制として同第3条4項に服する措置とみるべきであるとの見方が有力であり、内国民待遇原則への適合性が主たる論点となる。また国境炭素税の場合と同様、GATT第1条1項の最恵国待遇原則にも服する。

その際、GATTにおける「同種の製品」の基準が重要となる。輸入品が国内産品と同種の製品でなければ、内国民待遇や最恵国待遇の対象とはならないからである。これまでのWTOの判例では、最終製品の物理的特性に影響しない生産工程の違いはその製品の同種性に影響しない。つまり排出規制の厳しい条件で生産された製品と、排出規制の緩い条件で生産された製品は同種の製品となる蓋然性が極めて高い。換言するとGATT第1条と第3条は排出規制の有無に基づく差別的な扱いを許容しないものとして解釈される。排出枠の購入義務付け措置が、排出規制の緩い国からの輸入品に対してのみ、排出枠の購入を義務付ける場合、規制の厳しい国からの輸入品との間では最恵国待遇原則に違反する可能性が高く、また国産品との間では内国民待遇原則違反となる可能性が高い。いずれの場合も、GATT第20条の例外としての許容性の審査に服することになる。

#### ■環境保全目的の措置が例外的に許容される可能性

国境税調整、国内規制のいずれにせよ、当該の措置がGATT第1条や第3条など関連するWTO上の規定に整合的でない場合、GATT第20条「一般的例外」の下、例

外として許容されるかの問題になる。WTO協定では明確な環境保全に関する規定はないものの、GATT第20条の解釈によって環境保全に関する判例が形成されてきた。環境保全に関連する規定は同条(b)と(g)である。WTOのガソリン事件で上級委員会は「清浄な空気」が第20条(g)「有限天然資源の保存に関する措置」であると認めている。その文脈ではGHG削減のための措置も、地球温暖化の影響の少ない気象環境という有限な天然資源の保存に関する輸入制限であるから(g)の要件を満たすと解釈できる余地が十分にあるように見受けられる。

ただし、国境措置が輸入品に対する措置だけでなく、国境措置の導入国で生産された製品が輸出される際の、税や課徴金の還付制度を含む場合は、GATT第20条(g)適合性が疑わしいとの指摘もある。当該の国境措置が有限天然資源の保存に関する措置であるなら、当然、GHGの総排出量を抑制する効果が求められる。国境措置が輸入時の負担のみであれば、排出規制の緩い国に対して、厳しい排出基準を導入させるインセンティブになるという環境保全的な目的があることは少なくとも形式上は疑いない。しかし、輸出時の還付制度が加わると、域内の輸出産業に対してはGHG排出量を抑制するという動機付けが働かなくなり、実際の排出削減効果も損なわれることから、環境保全よりも輸出産業の保護という産業政策的な目的が色濃くなる。この点、GATT第20条(g)の適用条件としては、当該措置と有限天然資源の保存という政策目的の間に密接かつ現実的な手段と目的の関係が存在することが要求される。還付措置の導入によって、このような手段と目的の関係が成立しなくなると指摘されている。以上のように国境措置の実質的な目的がGHGの削減よりも国内産業の保護にあるとみられる場合は、第20条該当性が認められないとの見解もある。

仮に当該措置がGATT第20条(g)の要件に適合する有限天然資源の保存に関する措置であると認められるとしても、さらに同条柱書きの要件を満たさなければ例外としては許容されない。同条柱書きは、当該措置が恣意的もしくは正当と認められない差別に当たらず、国際貿易の偽装された制限となるような方法で適用されない場合に限り、内国民待遇などのGATTの原則に反する措置であってもそれを採用し実施することは妨げられないことを規定している。柱書きの条件を満たすかは個別の検証が必要となり、判例上はハードルも高い。

国境措置の制度の設計によっては、認められない差別となる場合がある。例えば、排出枠購入義務付け制度において輸入者が購入する排出枠の算出に際し、当該製品の生産において外国企業が排出するGHG量の平均値が適用されるとする。この場合、輸入者によっては輸入産

品の生産時の排出水準を上回る排出枠の購入が求められる可能性がある。これに対し、国内生産者は企業ごとに排出枠を算出されるとすれば、これは正当と認められない差別に該当する。

以上のように、国境措置は、最恵国待遇や内国民待遇原則に違反しないという条件のもと国境税調整または国内規制として認められる措置と、一義的にはWTOの原則に違反するもののGATT第20条で例外的に認められる措置、例外としても許容されない違反措置に分かれる。いずれの場合も一見明白にWTO整合的なものではなく、個別の制度設計の検証が必要となる。

### ■ 特定産業への無償排出枠供与のWTO整合性

WTOルールに整合的な国境措置の制度設計は容易ではない上、国境措置の導入には途上国からの批判も強い。インドのラメシュ環境森林大臣は、このような措置が導入されればWTO提訴を辞さないと表明した。中国商務部の報道官も、輸入品に対し課税する一部先進国の提案は環境保護に偽装された保護主義であると非難した。

カーボンリーケージ対策として検討されている措置としては、カーボンリーケージの影響の大きい特定産業への「排出枠の無償供与」もある。排出量の上限である枠を、企業が政府から有償で購入する排出量取引制度が実施されている枠組みにおいて、特定業種の域内企業に無償枠を全部または一部供与することで、当該企業が輸入品に対して競争力を維持できるという仕組みである。このような措置は、直接的に輸入および輸出に影響する水際措置ではないため国境措置ではなく国内措置である(図表Ⅱ-21)。WTOルール上の論点としては、補助金

協定への適合性の問題となる。

補助金協定第1条によれば政府による資金面での貢献があり、かつ当該措置によって利益がもたらされている場合に補助金が存在する。同条(a)(ii)では「政府がその収入となるべきものを放棄しまたは徴収しないこと」を資金面での貢献の一類型に挙げている。無償枠の供与は本来有償であれば政府の収入となる排出枠購入費用を徴収しないものであり、政府による資金面での貢献といえる可能性が高い。また無償枠によって対象企業に利益がもたらされていることは明らかであり、無償枠供与は補助金に該当すると考えるのが一般的であろう。

補助金協定第2条は、特定性の有無、すなわち補助金が特定の企業や産業もしくはそれらの集団に限定して交付されているか、または事実上そのような特定性が認められるかの基準を規定する。特定性を有する補助金の交付が他の加盟国の産業に悪影響を与えているとWTO紛争解決機関が認める場合、交付国は当該補助金を廃止するなど適当な措置をとることが求められ、適当な措置がとられない場合、被害国には対抗措置としての相殺関税の発動が認められる。この点では無償排出枠の供与は、寡占化が進み対象となる企業が事実上特定される場合や、供与を受ける企業や産業が地理的に偏って特定される場合などでは、事実上特定性を有すると考えられる。

さらに、補助金協定第3条は禁止補助金として輸出補助金と、国産品優先使用補助金を挙げている。無償排出枠の供与は一義的には輸出に関する措置ではなく、また企業の国籍にかかわらず産業を基準として域内の企業に同様に実施されるものであれば国産品優遇とはいえない。

図表Ⅱ-21 カーボンリーケージ対策の類型別概要

措置の内容	輸入国境措置		輸出国境措置	
	概要・論点	主な関連規定	概要・論点	主な関連規定
国境炭素税	同種の国内産品に課せられる内国税に相当する課徴金を輸入時に徴収する国境税調整措置。GHG排出の大きい産品(最終製品)に課せられた国内の炭素税と同等の課徴金を、同種の輸入品に課することが可能。石炭など生産過程における投入物への課税が可能かは議論が分かれる。	GATT第1条1項、第2条2項(a)、同第3条2項	国内で炭素税が導入されている枠組みにおいて、同税を国内で生産された輸出向け産品に対して免税とする、もしくは国内で生産された対象産品が輸出される場合に、同税を還付する。内国税を超える額の免除や軽減は輸出補助金に該当する。	GATT第1条1項、同第16条注釈、補助金協定第3条1項、同附属書I(g)(h)項
排出枠購入義務付け	域内で排出量取引制度が導入されている枠組みにおいて、域内の排出量規制水準に満たない特定産品の輸入に際し、域内産業の負担する排出コストに相当するGHG排出枠の購入と政府への提出を義務付ける。「税」該当性については議論が分かれており、国境税調整ではなく国内規制に該当するとの見方が有力。	GATT第1条1項、第3条4項	左記の輸入国境措置が導入されている枠組みにおいて、国内で生産された産品が輸出される際、排出枠購入コストに相当する費用を輸出時に還付する。明確な該当規定は存在しないため、排出枠購入費用の「税」該当性もしくは、「内国税」に関する関連規定の類推適用が条件となる。	GATT第1条1項、同第16条注釈、補助金協定第3条1項、同附属書I(h)項
特定産業への排出枠無償供与	域内で排出量取引制度が導入され、かつ排出枠の有償購入が実施されている枠組みにおいて、特定産業に対して排出枠の全部または一部を無償で供与する。補助金該当性が認められ、かつ特定企業もしくは産業集団への特定性が認められる可能性が高く、相殺関税などの救済措置の対象となる補助金に該当する。事実上の輸出補助金に該当する可能性も指摘される。			補助金協定第1条1項、同第2条1項、同第3条1項

[注] GATT上の関連規定に違反する措置は、GATT第20条の要件をすべて満たす場合のみ、WTOルール上、例外的に許容される。

[資料] WTO-UNEP, "Trade and Climate Change" (2009), 財務省, 経済産業省資料, ヒアリング調査結果から作成。



しかし、産業特性として輸出に特化した業種はありとみられ、これらは事実上の均衡を失した利用として、補助金協定第3条1項(a)注1の規定する事実上の輸出補助金に該当する可能性があるとの見解もある。

結論として、排出量取引制度における一部産業への無償排出枠の供与は、一般的にはその制度の特性上、補助金としての性格が認められ、かつ、特定性を有する可能性が高いため、他の国に悪影響が認められる場合は、相殺関税など救済措置の発動対象となりうる。一義的にはWTOルール上、禁止された補助金には該当しないが、制度の運用によっては事実上の輸出補助金に該当する可能性がないとはいえず、個別の検証が必要であろう。国境措置に比べ輸入品など他国への影響が間接的なため、現実的な対応策として検討されているものの、このように必ずしもWTOルール上問題がない措置とはいえない。

### ③米国での国境措置議論は議会が主導

気候変動対策において米国で一般にみられる経済上の懸念は、①製造業が高コストを理由に国内生産を減らす、場合によっては海外へと流出する、②気候変動対策が米国に比して緩い国で製造されたエネルギー集約財の輸入が増えて国内製品がシェアを失う、に分類される。

米国での国境措置は、②に対処する趣旨で議論にあがる。排出削減が緩い国からのエネルギー集約財輸入において、排出枠取得を義務付ける調整措置が案として挙がっている。

米国の排出削減策は一般に、排出量取引制度の導入を前提とする。排出削減策のもう一つの手段として炭素税も挙がるが、米議会に新たな税導入を審議する余地は、有権者へ与える悪いイメージを理由に、政治的に全くない。税というある種固定的な制度によりどこまで排出削減効果が見込めるのかは、予測することが難しい面もある。一旦税率を設定して、削減目標を達成するように税率を操作するのも現実的ではない。よって、検討される国境措置も排出量取引制度をベースとしたものとなり、BTAではなく「排出枠の取得義務付け」が挙がる。

こうした調整措置には、外国との平等な競争条件にこだわる米国の精神が表れる。外交政策面では、気候変動枠組み条約の交渉で中国やインドの排出削減を促すレバレッジとしてとらえられ、国内政策面では、安価な輸入品により国産品シェアが奪われ雇用喪失につながることを防ぐ目的でとらえられる。国境措置という概念の根源は、EUが、京都議定書から離脱した米国を想定して考案したといわれる。現在では、先進国が新興国を想定した措置として議論の対象となっている。

### ■上院で滞る気候変動法案、年内の成立は難しい

米議会で最も審議が進んでいる法案は、下院の「2009

年米国クリーンエネルギーおよび安全保障法案(H.R. 2454)」で、排出量取引制度を導入することを柱とする。提出者の名前を取って通称ワックスマン・マーキー法案(WM法案)とも呼ばれる。下院は2009年6月に通過したものの、上院では時間がかかっており、2010年内の成立は難しいとみられている。

今後、仮に年内に上院が法案を可決したとして、両院案の中身が異なることは確実で、それぞれをすり合わせる作業にも時間を割くことになる。いずれ両院が揃った内容を可決し、大統領が署名しないことには法案は成立しない。中間選挙前に上院が採決を行うことは難しいとみられるため、選挙後に開かれる予定の会期(レイムダック)に集中して審議を進める必要が生じる。年内に残された審議時間はあまりない。

上院は民主党票だけで法案が通せる議席配分がないため、共和党議員の支持も得られる内容を模索しているが、可決に必要な60票の支持は集まっていない。2009年の夏において支持は45票前後しか集まっていないともいわれた。民主党、共和党といった党派の問題だけでなく、選出州の特性も反映して支持が集まらない。例えば、石炭への依存度が高いウエストバージニア州は同産業への影響を懸念し、低所得者層を多く抱えるアーカンソー州などは排出量取引による電力価格上昇に難色を示すことから、支持層にはなりにくい。また、法案に含まれるエネルギー関連措置が賛否に大きく影響する州もある。例えば、アリゾナ州は原発の推進度合い次第で、またバージニア州、ルイジアナ州など東海岸からメキシコ湾の沿岸州は、原油の国内採掘容認次第で、それぞれ支持に転ぶ可能性がある。ただ、4月に南部ルイジアナ州沖のメキシコ湾で起きた、原油掘削基地での原油流出事故は、国内採掘の拡大そのものに疑義が投げかけられる事態となり、法案への支持を集める観点からは逆風となっている。

5月にはケリー、リーバーマンの上院議員2人がアメリカン・パワー法案を発表した。2020年に2005年比17%減という経済全体の排出ガス削減の目標においてはWM法案と同じであるが、両議員は、セクター別に異なる仕組みを取ることでさまざまな排出主体の要望に応えるものと自負している。排出枠を課す開始時期を、電力分野では2013年からとしつつ、産業分野では2016年からと設定した。運輸分野でのオークション収入の一部は高速道路基金へ繰り入れられる。加えて原発、クリーン石炭面などで多くのインセンティブを設けており、それもあって産業界からは一応の支持を受けている。下院案には反対を表明した米国商工会議所も、今回の法案には少なくとも「中立」の第一反応を示した。逆に環境保護推進をうたう団体は、石油、原発企業に歩み寄り過ぎだと懸念

を表している。ただこうした内容でも支持は集まっておらず、電力のみに絞った法案へと内容を削ぎ落とすことも検討されている。

なお、議会の会期は今年末で切れるため、年内に法案が成立しなければ下院を通過したWM法案も廃案となり、2011年に改めて法案提出、採決を一から行うこととなる。2011年に全く同じ法案を提出して採決を進めることは可能だが、民主党にとって今会期（2009～10年）よりも立法課題を進めやすい環境はしばらく来ないとみられ、成立への道は容易ではない。

政権発足後最初の中間選挙で、一般に政権党は議席を減らすのが常となっている。下院では平均16議席を失うといわれるが、2010年の中間選挙で仮に民主党の議席がそれだけ減った場合、民主党は過半数こそ維持するとしても、2011年に法案が通せるような議席配分になるか、見通しは不透明である。下院民主党においては、財政規律を重んじる議員連盟が勢力を拡大しており、仮に法案が排出主体寄りの内容となり、十分な収入をもたらさない場合、彼らは財政悪化を懸念し反対票を投じる可能性が高い。実際、2009年6月の採決は民主党からも44人が反対し、WM法案は賛成219、反対212という僅差で下院を通過した。

議会で今年中に気候変動対策法案が成立しなければ、環境保護局（EPA）は立法措置に頼らず、発電所や工場による大気汚染を制限する規制を2011年1月から適用する計画だと報じられる。

#### ■上下院案両方とも今のところは国境措置を盛り込む

既に下院を通過したWM法案は、いわゆる国境措置を条項として盛り込んでいる。その概要は、「国際排出枠プログラム」のもと、①GHG削減を世界レベルで推進し、他国での排出増を防ぐことを目的とし、そのために、②2018年初までに温室効果ガス削減を達成する拘束力ある国際合意が形成されない場合、③2020年以降の米国の輸入において、④エネルギー集約度、貿易集約度などの指標から一定の条件に適合する品目に、⑤排出枠購入を義務付ける。この排出枠の購入が国境措置となる。

購入を義務付ける排出枠の価額は、国内でのオークションにおける売却価格と同額になるように設定される。後発開発途上国（LDC）は制度の対象外とされ、品目は4年ごとに見直される。想定する品目は具体的に指定していないが、過去に別の法案において「国際市場との競争上不利な条件に置かれる可能性が高い」品目として、「鉄鋼、アルミニウム、紙、セメント、化学品」が挙がっていた。これらの品目は一般に、エネルギー集約財と考えられている。国内の排出削減策に伴い競争力低下が懸念される品目として、米国ではこれにガラスも加えた六

つが一般に挙がる。

これに対し、上院は基本的には国境措置の導入には後ろ向きの姿勢にあるといわれてきたが、アメリカン・パワー法案は同措置を含むかたちで発表された。もともと、WTO協定と整合的に国境措置を課するのは難しく、海外から提訴や報復を招き、米国の立場が悪くなるだけだと認識している意見が多く聞かれた。しかし、ケリー、リーバーマンの両議員は法案発表にあたり、「世界レベルでの合意が成立しないなら、WTO協定に整合的な国境措置を施す。排出削減策を取らない国からの輸入には、カーボンリーケージを防ぐに足るだけの負担を支払うよう義務付ける」と説明している。

法案のドラフトをみる限り、上院の国境措置は、WTO協定との整合性がいくつかの面で問われる下院WM法案のそれと似た面が多い。排出枠の購入を義務付ける点、（輸出補助金もとらえられる）法案遵守のコストをリベートとして国内産業に還付する点など、基本構図は変わらない。また条項は「雇用の保護と成長」と書かれた章に含まれており、国境措置の大前提である「排出削減を達成するための一策」という位置付けが疑問視される可能性がある。

国境措置が、気候変動対策法案の支持を集めるための材料として使われている側面もある。中西部州の議員は製造業を支持母体に抱えており、輸入増への対策として国境措置を求める傾向が強い。また、財政面からみると、法案が財政に与える影響が注目される中で、国境措置は長期的には収入源の一つとなる側面もある。財政規律を重んじる議員は党派にかかわらず増えており、彼らを取り込むためにも使われる。従って今後の審議過程で、法案に一定の支持が集まった段階で条項が削除されたり、大統領に発動回避権限を与えて効力を弱めたりする可能性は十分にある。

#### ■米産業界は国境措置より無償排出枠を歓迎する

国境措置に対する見方として一般に、労働組合は導入を支持し、産業界は反対する。賛成する立場は、雇用を守り、相手国と平等な競争条件を作り上げるために国境措置は必要で、さもなければ雇用が国外に流出すると主張する。全米鉄鋼労組（USW）は気候変動対策と雇用維持の両方を達成するべく、上院案でも国境措置が含まれるよう働きかけ続けている。

これに対し産業界は、一般には同措置に反対する。米商工会議所が「国際合意が形成されないのを理由に自由貿易を損なう措置を取るべきではない」と主張するように、国境措置は相手国から保護的措置だと非難され、報復措置を取られることにもつながり、米産業界の利益に適わないと多くの団体がとらえている。こうした点で

WM法案に含まれた国境措置は「逆効果だ」と評価されていない。

産業界からは、企業への厚生供与という枠の中でとらえると、国境措置よりも、無償排出枠を広く与えたり生産コストの一部を相殺したりする方を求める声も聞かれる。無償排出枠はWTOの補助金相殺措置協定（SCM）との整合性が問われる可能性はあるものの、世界貿易システムを乱したり貿易相手国と問題を起こしたりする可能性はまだ低く、WTOから訴えられる可能性がまだ低いとの読みがある。つまり、「国境措置」は明らかにWTO上の疑義を招きやすいが、「国内排出主体の負担軽減」はまだ認められる可能性があるとの相場勘がある。

### ■カーボンリーケージは起こるのか

一般に、気候変動対策により米産業にどのような影響もたらされるのか、カーボンリーケージが起こるのか、米国ではっきりしたコンセンサスはみられない。米政府の中立機関である政府説明責任局（GAO）が2009年7月にまとめた報告書は、排出量取引を導入することで一般的には「多くの産業で生産コストが上昇し、生産、収益、雇用が減る」と指摘しているが、どの程度なのか、すべての産業において同様なのか、詳細はいくつかの変数設定を前提として測られるものであり、「競争力にもたらされる影響は不確か」だと結論付けた。その変数として具体的には、将来の二酸化炭素排出価格、米国の排出削減策が他国に比して緩いか厳しいか、産業をどれほど細かく括った分析にするか、などがある。

気候変動問題に詳しいピュー気候変動センターの一研究では、二酸化炭素価格が2012年に1トン当たり15ドルで推移するとの仮定で試算すれば、米製造業の国内生産は1.3%減少し、国内消費が0.6%減少する。その差分にあたる0.7%が海外生産として流出するに過ぎないとい

う結果であり、「製造業全体としては、競争力上懸念すべき影響はほとんどない」というメッセージが導かれている。従って競争力を是正する措置は、製造業全体よりもむしろ、エネルギー集約度が高い品目だけに限って有効である可能性も示唆されている。二酸化炭素の1トン当たり15ドルという価格設定は、シカゴ気候取引所（CCX）での取引価格1トン当たり4～5ドルに比べて随分と高く、排出量取引により価格が大幅に上がることも意識した条件設定になっている。

しかし、エネルギー集約財だけに限る国境措置が有効となるかは分からない。そうした財は素材であることが多いが、素材レベルで調整を課しても、下流工程での製造業にとっては原材料コスト増となりマイナスの影響もたらされる点は指摘される。例えば鉄鋼輸入に調整を施す一方で、輸入車に施さなければ、国内で生産を行う米自動車産業は競争上不利になるだけである。

排出削減策により「国際市場との競争上不利な条件に置かれる可能性が高い」品目としては先述のとおり、鉄鋼、アルミニウム、紙、セメント、基礎化学品、ガラスが挙がる。米国、特に米議会での議論においてはもっぱら中国が意識されており、排出削減策の進まない中国からの輸入品が増えて国内生産が減る、結果雇用も減るという固定観念がある。

実際には、こうした品目において中国からの輸入シェアが一様に高い訳ではない（図表II-22）。鉄鋼製品においては中国が2006年以降トップのシェアを占めるが、他の品目ではカナダやEUなどが上位に位置する。その鉄鋼においても、輸入の半分以上は附属書I国からであり、米国と同様に排出削減目標を負っている国々である。米国のピーターソン国際経済研究所が2008年にまとめた報告書、「環境面での競争条件を平等にする（Leveling

図表II-22 米国のエネルギー集約財輸入シェア（2009年）

	基礎化学品 (40億3,155万ドル)		セメント (5億1,112万ドル)		紙 (147億3,938万ドル)		アルミニウム (117億753万ドル)		ガラス (43億6,225万ドル)		鉄鋼 (366億7,978万ドル)	
	相手国・地域	シェア	相手国・地域	シェア	相手国・地域	シェア	相手国・地域	シェア	相手国・地域	シェア	相手国・地域	シェア
1	トリニダード Tobago	34.9%	カナダ	53.4%	カナダ	52.1%	カナダ	48.6%	EU	27.8%	中国	21.8%
2	カナダ	23.6%	EU	10.4%	EU	16.1%	中国	13.3%	中国	27.7%	EU	18.0%
3	韓国	8.1%	コロンビア	7.9%	中国	14.0%	ロシア	5.5%	メキシコ	20.7%	カナダ	17.1%
4	ブラジル	7.6%	メキシコ	7.2%	メキシコ	5.3%	メキシコ	5.1%	カナダ	8.6%	メキシコ	9.0%
5	EU	5.2%	韓国	7.1%	日本	2.6%	ドイツ	4.1%	日本	3.5%	日本	7.0%
6	ロシア	3.8%	中国	6.9%	韓国	1.9%	ベネズエラ	2.7%	台湾	2.9%	韓国	4.8%
7	ベネズエラ	3.7%	台湾	2.2%	インドネシア	1.9%	アルゼンチン	2.7%	韓国	1.1%	台湾	4.7%
8	南アフリカ共和国	2.9%	トルコ	1.5%	ブラジル	1.6%	ブラジル	2.4%	コロンビア	1.0%	インド	3.6%
9	赤道ギニア	1.6%	エジプト	1.2%	ノルウェー	0.7%	南アフリカ共和国	1.5%	インド	0.9%	ブラジル	3.1%
10	日本	1.1%	クロアチア	1.1%	台湾	0.6%	タイ	1.2%	スイス	0.8%	ロシア	2.1%
12	中国	0.8%										

〔注〕 品目名の下に金額は、2009年の輸入額。

HSコード：基礎化学品・・・280110, 280300, 281410, 281420, 283620, 290121, 290122, 290123, 290129, 290220, 290230, 290241, 290242, 290243, 290244, 290511

セメント・・・2523, 紙・・・48, アルミニウム・・・76, ガラス・・・70, 鉄鋼・・・72, 73

〔資料〕 商務省から作成。

the Carbon Playing Field)」は、こうした数字を用いつつ、「国境措置は相手国の排出削減をもたらす上で影響力をほぼ持たない」と評価している。

同報告書は、企業の排出削減努力を促す仕組み作りを結論に据える。国境措置が一般に、国家レベル、製品レベルで調整幅を束ねる仕組みになっていることからすると、WTO協定との整合性は置いて、どんな企業、製品であれ（例えば中国製だというだけで）国境において同じ調整幅を課されてしまう。それは企業の排出削減のインセンティブを損なう。そうならないよう、「各企業レベルで排出削減のインセンティブを与えることが最重要であり、その上で排出量を測定する仕組みを構築する」ことを指摘している。

#### ④ EUでの無償排出枠議論

EUは域内排出量取引制度（EU-ETS）を2005年に既に導入しており、徐々に制度の本格運用に入りつつあり、現在は制度の詳細を検討する段階にある。排出主体とより密接にかかわるといって、欧州では無償排出枠の設定の方が国境措置の議論に比して先行している。排出主体の負担を軽減する議論も、まずは無償排出枠をどう与えるかに焦点が当たっており、国境措置において税負担か排出枠取得かといった、細かい制度詳細にまで踏み込んだ議論はあまりみられない。無償排出枠を与えるに当たっても、その前提として「国際協定の交渉結果如何では」という但し書きが付けられているのは米国と同じである。

EU-ETSは、試行段階のフェーズⅠ（2005～07年）を経て、現在はフェーズⅡ（2008～12年）にある。2013年からフェーズⅢ（2013～20年）に入るのを控えて制度設計を本格化させているところにある。欧州委員会は7月上旬に、2013年の排出枠を19億2,688万トンと仮設定した。枠はいずれ、2013年からEU-ETSのカバー領域が拡大することも加味して正式に決まる。フェーズⅢのポイントは、①統一排出枠制度：従来の加盟国ごとの排出計画を廃止し、EUレベルでの統一排出枠制度に移行する、②排出枠：GHG排出量が2020年に2005年比で21%減となるよう、枠を毎年1.74%ずつ減らす、③排出枠割り当て方式：排出枠はこれまで、フェーズⅠは95%、フェーズⅡは90%とほぼすべてが無償で割り当てられてきたが、オークションでの割り当てに移行する。ただし、カーボンリーケージの懸念がある部門においては、品目別の基準値（ベンチマーク）に相当する無償排出枠を優遇して割り当てる。ベンチマークとなる排出量の分だけ無償で供与を受けることが可能となっている。このベンチマークは、排出効率の良い上位10%の主体の排出量を基準として設けられる。従って、課された排出枠のすべてを無

料で享受できるのは、効率の良いごくわずかな排出主体に限られるはずと欧州委員会は見通している。つまり大方の主体にとって、排出量は無償排出枠を超えるため、その分についてはオークションにより購入することが見込まれている。

優先的に無償枠が割り当てられる品目の選定が2009年12月に公表された。164の業種品目が欧州委員会により採択され、フェーズⅢにおいて用いられる。ベンチマークは2010年末までに設定され、2011年に各主体の排出枠（オークション分、無償分）が決まる予定である。そして2011年内に、フェーズⅢが始まる2013年の排出枠についてはオークションを開始するスケジュールにある。品目は5年ごとに見直される。現在の品目は2014年まで有効で、次の品目は2015～19年に適用される。

164という業種品目はほぼすべての製造業におよんでおり、合計するとEU-ETS制度下のGHGの4分の1、同制度下で製造業が排出するGHGの77%をカバーすると推計されている。具体的には、アルミニウム、砂糖、紙、ガラス、セメント、ワイン、原油、プラスチック（初期生成のもの）、繊維、履物、エンジン、テレビ、一般機械、時計、航空機、自転車、ゲームなど非常に幅広い品目が含まれている。一方、自動車、プラスチック（加工品）、精製石油などは含まれていない。

その認定条件は、①（フェーズⅢの指針を実施することにより）粗付加価値額に占める総コスト比率が5%以上上昇することが見込まれ、かつ②「貿易集約度（輸出入額／市場規模）」が10%を超える場合、カーボンリーケージのリスクがある品目と定義する。あるいは両方を満たさなくても、コスト比率が30%以上上昇することが見込まれるか、貿易集約度が30%を超える場合には、片方だけを条件として対象品目に含めることも可能となっている。こうして挙がる条件のうち、実際には貿易集約度が30%を超えているものが多く、164品目のうち7割近くはこの条件に引っかかってくる。一部には、「例えば164品目に含まれる楽器製造業は、エネルギーを用いて作られるとは余り思えない」とする疑問の声もあるが、欧州委員会は「エネルギー集約財ではないものの、貿易集約度が高いため」と説明している。

なお、米国WM法案においては、国境措置の対象とできる品目の貿易集約度は15%以上であることが条件の一つとなっている。比較は難しいが、貿易集約度だけをみる限り15%に比べてEUの10%という基準はより低めに設定されている。

上記の164品目に含まれない品目は、オークション比率を高めていくことになる。一般にはオークション比率は2013年に20%で始まり、2020年には70%、2027年に

は100%（つまり完全オークション、無償排出枠ゼロ）へと上昇する。電力分野はより進んでおり、2013年に原則100%オークションを始める。旧東欧加盟国の発電所は30%から始まり2020年にかけて100%へと引き上げていく。

欧州委員会では2011年の発表を目指して研究を行い、カーボンリーケージが果たして起こるのか、それがどの程度なのかを検証中である。部分的にみえてきている範囲では、排出枠を逃れるべく仮にEUから他国に生産拠点が移ったとしても、それが直ちにカーボンリーケージを起こす訳ではないことが導き出されつつある模様。EUは域内各国によりエネルギー集約度合いに差があり、例えばポーランドやチェコは一般的に、中国と同等にエネルギー集約度が高いと考えられている。この場合、ポーランドやチェコの企業がEUの排出削減策を逃れるべく中国に海外移転したとしても、GHG排出量は必ずしも増えない。一産業がEU域外に移転する場合、どの国からどの国に流出するか次第でカーボンリーケージの有無、程度の大小は異なる。

#### ■新興国への切り札としての国境措置

EUにおいて国境措置の導入は特にフランスが強く主張しており、過去にも制度導入を働きかけた過去がある。欧州委員会が2008年1月に発表した地球温暖化対策を目的とした包括的な提案においては、当初はフェーズⅢ期から排出量取得を義務付ける国境措置を導入することが考えられたが、米政権の反対などを受けて最終的には削除された。先述の、2011年に公表されるカーボンリーケージが実際に起こるのかどうかを検証した研究の結果をみるべく、ひとまずは削除されたと報じられている。米政権は反対したものの、その米国では議会が現在、同制度の導入を検討している。

マンデルソン前貿易担当欧州委員は「(国境措置により) EU域内の投入価格が上昇すれば、輸出価格も上がり、結局はEUの競争力が低下する」と警告、また制度の運用がこの上なく難解になることを懸念している。後を継いでいるデグフト委員も同じく、「貿易戦争につながる恐れがあり、賛成できない」との立場を示している。

フランスは欧州レベルでの国境措置を、国内での炭素税導入の前提条件としてとらえている。最近までは一国だけでも国内に炭素税を導入するべく、2010年7月からの施行を目指していたが、自国だけが不利な競争環境に置かれると国内の反発を受けてサルコジ大統領は方針転換を迫られた。結果、炭素税については、少なくとも一国だけで導入することはせず、欧州レベルでの一括導入を前提とする方針を4月に発表した。ただEUでの税制決定には全加盟国の同意を必要とするため、英国など反対する国がある現状では、実現の可能性は当面ないと

らえられている。

欧州外の動きとして、オーストラリアでも排出量取引を導入する炭素汚染削減計画(CPRS)が議会で否決され、政府は導入時期を2013年以降まで延期すると4月に発表している。このように、各国で排出削減策を導入する動きは停滞しており、国境措置の議論もそれに伴って停滞している。しかし、先進国としては新興国の排出削減努力を促す切り札として国境措置を確保しておきたい狙いもある。実際に発動するかどうかとは別に、抑止策として導入する議論が進む側面がある。

## (2) 環境物品の関税引き下げ議論

### ①WTOでの交渉状況

COP15で気候変動対策への関心が高まったこともあり、貿易と環境交渉はドーハラウンドの交渉分野の中でもこの1年で目立った動きのあった数少ない分野の一つであった。ドーハラウンドの貿易と環境交渉は、大きく分けて、環境物品(環境負荷の小さい製品など)の貿易自由化という市場アクセス改善の側面と、WTOルールと多国間環境条約の関係の明確化作業というルール整備の側面がある。このうち、交渉が進んでいるのは環境物品の関税削減・撤廃(以下、関税撤廃)である。

環境物品の関税撤廃は、NAMA交渉の分野別関税撤廃(セクトラル)の議論と結びついている。セクトラル交渉は、特定産品分野について、非農産品全般に適用する関税削減公式(フォーミュラ)よりも削減幅の大きい水準の関税撤廃を任意の加盟国で実施する枠組みである。医薬品や化学品など他のセクトラル交渉への参加は非義務的であるのに対し、唯一、環境物品の関税撤廃は全加盟国に義務的な分野としてドーハ閣僚宣言上位置付けられている。貿易と環境交渉では、この分野別関税撤廃の対象となる品目の特定、つまり環境物品の定義付けが大きな論点となっている。定義付けの意見集約はみられていないため、各国からの提案を募集している段階にある。

先進国は対象物品群をリスト化するアプローチをとっており、代表的な提案としては日・米・EUなど9カ国が2009年10月に共同提出した12分野153品目(HS番号2002年基準、6ケタベース)のリストがある。日本はこの共同提案に加え2010年2月に追加リストを提出した(図表II-23)。また米国とEUは2007年11月に、世界銀行の報告に基づく、環境物品であることが明白な43品目を全WTO加盟国が関税撤廃を実施すべき対象とし、上述の共同提案の153品目(世界銀行報告の43品目を網羅)は後発開発途上国などを除く主要加盟国に限定して適用すべきとの二段階アプローチも提案している。

これに対し途上国は、HS分類に基づくリストアップで

は、環境目的とは異なる用途で輸入される製品（デュアル・ユースといわれる）も対象となるため、環境物品が肥大化する懸念から、リスト方式に消極的な国が少なくない。途上国の提案ではブラジルが2009年12月に提案したリクエスト・オファー方式や、2009年11月にアルゼンチンが提出したプロジェクト方式がある。リクエスト・オファー方式は、自由化を希望する品目を加盟国間で相互にリクエストし、相手国からの同意（オファー）があった品目のみ対象となるもので、サービス交渉で採用されている。プロジェクト方式は、あらかじめ対象となる環境関連プロジェクトを国際的に認定し、その実施にかかわる物品輸入のみを関税撤廃の対象とするものである。アルゼンチンは具体的には京都議定書の「クリーン開発メカニズム」に基づくプロジェクトに使用される物品を対象とすることを提案している。一方、途上国でも、サウジアラビアやカタール、フィリピンなどは、独自の環境物品リストを議長に提出している。

日本の追加提案はハイブリッド自動車や省エネルギー家電などの温室効果ガス排出の少ない53品目（HS2002, 6ケタベース）をリストアップしたものである。これまで提案されてきた環境物品群は、再生可能エネルギープラントの製造に関連する物品や、大気汚染制御や水処理、廃棄物処理などにかかわる物品が主な対象であった。日本案はWTOで分野的関税撤廃の対象となる環境物品の定義に、低炭素関連製品を加えるよう提案する試みである。

図表Ⅱ-23 日本提案による環境物品リスト

項目	HSコード (HS2002)
環境負荷の少ない車両 (ハイブリッド車, クリー ンディーゼル車など)	8702類 (大型車), 8703類 (乗用車), 8704類 (貨物自動車), 8705類 (特殊用 途自動車)
蓄電池 (ニッケル蓄電池など)	850680 (その他の一次電池), 850740 (ニッケル・鉄蓄電池), 850780 (その 他の蓄電池)
発光ダイオード (LED) 照明器具	940510 (電気式照明器具), 940520 (電気 式ランプ), 940540 (その他の照明器具), ほか加盟国間の合意により決定
インバーター式冷蔵・ 冷凍庫	841810~841840
インバーター式エアコン	841510, 841581
熱消費の少ない オフィス器具	847170 (データ記憶装置)
省エネパソコン	847130 (10kg以下)
液晶ディスプレイ	加盟国間の合意により決定
電力効率の高い プリンター・FAX類	847160 (入力装置, 出力装置), 851711 (電話機), 851721*, 851730*, 851750*, 852210 (DVD録音機用カートリッジ)
電力効率の高い 映像音声機器	851840 (可聴周波増幅器), 852090*, 852190 (ビデオ機器), 852390*, 852540*, 852691 (航行用無線機器 (ナビ)), 852812*, 852821*, 852830*

[注] \*印はHS2007に対応していないHS番号。4ケタ表記の場合は6ケタレベルをすべて含む。

[資料] WTO文書TN/TE/W/75/Add.1, 実行関税率表2010 (日本関税協会) から作成。

現在の交渉状況は交渉議長が、日本提案を含むこれまで提出された物品リストを一体化し、環境物品のリスト化に消極的な途上国からのリクエスト・オファーベースの個別提案も含めて共通項を模索しているところである。最終的には、品目が特定され税率が決定されると、各国の関税譲許表に照らして、該当品目ではNAMA交渉のフォーミュラに優先して貿易と環境交渉の成果が反映されることになる。貿易と環境交渉における市場アクセス改善交渉の議題としてはその他、環境関連サービスの特定と自由化、環境物品貿易に対する非関税障壁の改善・撤廃などがあるが、これまでのところ、議論は環境物品の特定に集中している。

## ②世界の環境物品貿易

現在WTOで関税撤廃交渉が進む環境物品は、世界貿易の中でどの程度の規模を占め、国・地域別、品目別の貿易動向はどのような状況にあるのだろうか。

本節では、環境物品の定義として、世界銀行の報告に基づく43品目を採用し、貿易統計を集計する(分類定義については図表Ⅱ-24参照)。なお、この43品目を、前述の先進9カ国提案で用いられた12分野の分類法に従い、①大気汚染管理(清浄機付発生炉ガス発生機など)、②廃棄物処理・再利用(焼却炉など)、③再生可能エネルギープラント(太陽光湯沸機など)、④熱・エネルギー管理(熱交換装置など)、⑤下水・上水管理(不織布など)、⑥資源利用効率の高い物品(燃料電池など)、⑦環境モニタリング(流量計など)に振り分けた。

ただし、以上の定義に従い貿易統計を整理する上では制約もある。HS6ケタ分類による貿易額の過大評価と、HSコード改定による時系列比較制約の二つが大きな問題点である。

まず前者について、HS6ケタレベルでは同一のコードに分類されていても、HS7ケタ以下では環境物品とそうでないものが混在する点に留意が必要である。さらに、

図表Ⅱ-24 環境物品の商品分類定義

分野	HSコード (HS2002)
環境物品 (43品目)	
①大気汚染管理	840490, 840510, 841989
②廃棄物処理・再利用	392010, 761290, 840219, 840290, 840410, 841940
③再生可能エネルギー プラント	730820, 761100, 840681, 841011, 841090, 841181, 841182, 841581, 841861, 841869, 841919, 841990, 848340, 848360, 850161, 850162, 850163, 850164, 850231, 850720, 853710, 854140, 900190, 900290
④熱・エネルギー管理	701931, 841950
⑤下水・上水管理	560314, 730900, 732490
⑥資源利用効率の高い物品	732111, 732190, 850680
⑦環境モニタリング	903210, 903220

[資料] 世界銀行, WTOから作成。

環境物品として分類された品目が、環境目的でもそれ以外の目的でも輸入されるという、デュアル・ユースの問題がある。こうした同一コード内での重複や同一品目内での併用に加えて、新機能が追加された製品については、既存のHSコード分類に依拠せざるを得ないというように、分類上の予見可能性が低下する問題もある。以上のような要因により、HS 6ケタ分類においては、環境物品としての貿易額は肥大化してしまうと考えられる。一方で、HS 7ケタ以下では国によりコードが異なるため、各国間での比較ができない。このため、本節で取り扱う環境物品の貿易額は、ある程度の水増しを踏まえた上で、非常におおまかな傾向を概観するものとしてとらえる必要がある。集計対象を153品目ではなく43品目としたのは、こうした水増し分を少しでも軽減するためである。

後者の時系列比較の問題について、世界銀行が挙げた43品目はHS2002に基づいている。一方、2007年のHSコード大幅改定に伴い、HS2007でみた場合には該当品目が48品目に増加する。デュアル・ユースの問題に加え、HSコード改定による品目増加により、さらに水増しの度合いが高くなる可能性がある。これを避けるため、2006年から2007年への分類移行期において厳密には品目の構成に変化が生じているものの、時系列比較の際には、従来の分類の基礎となったHS2002の定義を使用することとする。

#### ■環境物品貿易は5年間で倍増

これらの制約を踏まえた上で、世界の環境物品貿易額を推計すると、2009年の貿易額（輸出ベース、ジェットロ推計値）は、前年

図表II-25 世界の環境物品貿易&lt;輸出ベース&gt;

(単位:100万ドル,%)

	2005	2006	2007	2008	2009	伸び率	構成比
	総額	117,852	138,430	173,780	218,530		
再生可能エネルギープラント	80,294	95,351	120,556	154,981	128,395	△17.2	70.3
廃棄物処理・再利用	13,638	15,313	19,369	24,647	21,356	△13.4	11.7
大気汚染管理	6,256	7,200	8,190	9,752	9,419	△3.4	5.2
熱・エネルギー管理	5,499	6,754	9,353	11,465	8,959	△21.9	4.9
下水・上水管理	4,193	5,129	6,585	7,503	5,915	△21.2	3.2
資源利用効率の高い物品	4,095	4,527	5,265	5,534	4,698	△15.1	2.6
環境モニタリング	3,877	4,156	4,461	4,648	3,771	△18.9	2.1

〔資料〕図表II-26～27とも、各国・地域貿易統計から作成。

図表II-26 世界の国・地域別環境物品輸出額

(単位:100万ドル,%)

	2006年			2007年			2008年			2009年		
	金額	伸び率	構成比	金額	伸び率	構成比	金額	伸び率	構成比	金額	伸び率	構成比
N A F T A	21,528	15.0	15.6	24,895	15.6	14.3	27,608	10.9	12.6	25,645	△7.1	14.1
米 国	14,818	13.7	10.7	17,119	15.5	9.9	18,630	8.8	8.5	17,645	△5.3	9.7
E U 15	59,622	17.9	43.1	76,096	27.6	43.8	94,526	24.2	43.3	73,627	△22.1	40.3
ド イ ツ	22,279	22.8	16.1	28,796	29.2	16.6	36,792	27.8	16.8	26,885	△26.9	14.7
フ ラ ン ス	6,401	11.9	4.6	8,008	25.1	4.6	9,284	15.9	4.2	7,211	△22.3	4.0
イ タ リ ア	8,445	21.0	6.1	10,497	24.3	6.0	12,456	18.7	5.7	9,970	△20.0	5.5
英 国	4,257	0.1	3.1	5,017	17.9	2.9	5,833	16.3	2.7	4,783	△18.0	2.6
日 本	16,675	3.4	12.0	17,440	4.6	10.0	19,750	13.2	9.0	15,854	△19.7	8.7
東 ア ジ ア	25,657	25.5	18.5	36,020	40.4	20.7	50,721	40.8	23.2	46,279	△8.8	25.4
中 国	10,070	49.4	7.3	16,174	60.6	9.3	27,371	69.2	12.5	24,397	△10.9	13.4
韓 国	3,121	27.3	2.3	4,389	40.6	2.5	5,744	30.9	2.6	6,738	17.3	3.7
台 湾	2,988	9.6	2.2	4,141	38.6	2.4	5,820	40.5	2.7	5,145	△11.6	2.8
ASEAN	6,636	8.1	4.8	8,214	23.8	4.7	8,632	5.1	3.9	7,219	△16.4	4.0
世 界	138,430	17.5	100.0	173,780	25.5	100.0	218,530	25.8	100.0	182,513	△16.5	100.0
先 進 国	105,657	14.9	76.3	128,691	21.8	74.1	155,345	20.7	71.1	127,682	△17.8	70.0
途 上 国	32,772	26.6	23.7	45,089	37.6	25.9	63,185	40.1	28.9	54,831	△13.2	30.0

〔注〕①図表II-27とも、ASEANは、シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、およびフィリピン等の5カ国とする。

②図表II-27とも、東アジアは、中国、韓国、香港、台湾、およびASEANの9カ国・地域とする。

③図表II-27とも、世界、先進国、途上国は推計値。定義はDOT (IMF)に基づく。

図表II-27 世界の国・地域別環境物品輸入額

(単位:100万ドル,%)

	2006年			2007年			2008年			2009年		
	金額	伸び率	構成比	金額	伸び率	構成比	金額	伸び率	構成比	金額	伸び率	構成比
N A F T A	26,042	22.0	18.7	30,457	17.0	17.5	35,137	15.4	16.0	29,922	△14.8	16.2
米 国	18,015	21.1	13.0	22,000	22.1	12.6	25,401	15.5	11.6	21,617	△14.9	11.7
カ ナ ダ	4,581	23.1	3.3	4,766	4.1	2.7	5,641	18.4	2.6	4,909	△13.0	2.7
E U 15	43,671	14.9	31.4	56,876	30.2	32.7	75,509	32.8	34.4	59,346	△21.4	32.1
ド イ ツ	12,431	21.9	8.9	15,035	20.9	8.6	20,173	34.2	9.2	17,745	△12.0	9.6
フ ラ ン ス	5,037	15.8	3.6	6,375	26.6	3.7	7,400	16.1	3.4	6,479	△12.4	3.5
イ タ リ ア	3,706	12.0	2.7	5,416	46.1	3.1	6,656	22.9	3.0	6,087	△8.5	3.3
オ ラ ン ダ	2,966	1.7	2.1	3,934	32.6	2.3	5,091	29.4	2.3	5,557	9.1	3.0
日 本	5,217	12.8	3.8	4,963	△4.9	2.9	5,860	18.1	2.7	4,774	△18.5	2.6
東 ア ジ ア	29,700	12.1	21.4	34,968	17.7	20.1	42,564	21.7	19.4	37,682	△11.5	20.4
中 国	13,073	15.0	9.4	16,014	22.5	9.2	18,701	16.8	8.5	16,453	△12.0	8.9
韓 国	4,176	18.0	3.0	5,153	23.4	3.0	6,425	24.7	2.9	6,180	△3.8	3.3
ASEAN	5,877	9.7	4.2	7,208	22.6	4.1	10,055	39.5	4.6	9,185	△8.7	5.0
世 界	139,023	16.8	100.0	174,081	25.2	100.0	219,496	26.1	100.0	184,731	△15.8	100.0
先 進 国	87,178	16.4	62.7	107,180	22.9	61.6	135,439	26.4	61.7	111,706	△17.5	60.5
途 上 国	51,845	17.6	37.3	66,902	29.0	38.4	84,058	25.6	38.3	73,025	△13.1	39.5

比16.5%減の1,825億ドルで、世界の貿易総額のおよそ1.5%を占める（図表Ⅱ-25）。なお、153品目で集計すると6,857億ドルで、世界の貿易総額の5.6%を占める。2009年の貿易額は、金融危機の影響により減少したものの、例年世界の輸出総額の増加伸び率を上回るスピードで拡大し、2004年からの5年間では約2倍に膨らんだ。分野別では、③再生可能エネルギープラントが1,284億ドルと、環境物品全体の70.3%を占めた。具体的には、先述の太陽光湯沸機のほか、発電タービン、太陽光発電装置などがこの分野に含まれる。11.7%を占める②廃棄物処理・再利用（213億ドル）、5.2%を占める①大気汚染管理（94億ドル）がこれに続く。

環境物品の最大の輸出国は、全体の14.7%を占めるドイツで、中国（13.4%）、米国（9.7%）がそれに次ぐ（図表Ⅱ-26）。輸出上位10カ国が、世界の輸出総額のおよそ7割を占める。先進国のシェアが低下する一方で、中国や台湾など一部の途上国の存在感が増している。特に中国の2009年の輸出シェアは、5年前の約3倍にまで膨らんだ。

中国の輸出の4分の3は③再生可能エネルギープラントであり、さらにそのうち6割を太陽光発電装置（HS854140）が占める。この点、太陽電池の生産で世界的に大きなシェアを持つサンテックパワーや英利集団は、それぞれ売上高の8割以上を欧米が占めており、こうした特徴が輸出統計に表れているものととらえられる。

日本の輸出額は159億ドルで、世界の環境物品貿易に占めるシェアは8.7%である。日本は2000年には、シェア16.0%を占める世界最大の輸出国であったが、2001年以降シェアは徐々に低下している。2008年には中国、2009年には米国を下回り世界4位に位置している。日本の環境物品輸出は分野別では、③再生可能エネルギープラントが最多の130億ドルを占める。また、2009年に輸出額全体が落ち込んだ中、金額は小さいものの①大気汚染管

理だけは28.9%増の7億ドルへ拡大した。韓国と米国向けで、温度変化により材料を調理する機器（HS841989）が増加した。日本からの輸出先としては、中国（全体の20.0%を占める32億ドル）、米国（同16.5%を占める26億ドル）、韓国（同10.7%を占める17億ドル）が主で、4位以下の国を引き離しつつそれぞれシェアを高めている。

世界の環境物品輸入額は1,847億ドル（ジェットロ推計値）で、米国が世界全体の11.7%を占める最大の輸入国である（図表Ⅱ-27）。ドイツ（9.6%）と中国（8.9%）がそれに次ぎ、この3カ国で世界全体の約3割を占めるという構成が定着している。ドイツは2008年に中国を抜いて2位の輸入国となっており、その他欧州諸国のシェアもほぼ横ばいで推移している。

### ■途上国で高い環境物品の関税率

成長の著しい途上国では、既に深刻な環境汚染問題が懸念されている国もあり、今後環境物品への需要が高まることが予想される。2009年に日本が輸出を伸ばした①大気汚染管理などにとっては特に、新たな市場創出にもつながるとみられる。

現在のところ輸入総額でみる限り、国別では先進国が大宗を占めるが、先進国と途上国という大きなくくりでは、後者のシェアは既にほぼ4割に達している。また、分野別の輸入額では存在感を強める国もみられる。例えば、①大気汚染管理では既にロシアが中国に次ぐ第2の輸入国となっており、シェアも5年前の3.0%から6.0%へ拡大した。インドネシア（シェア0.8%から3.4%へ）やインド（同0.7%から2.6%へ）の台頭も目立つ。また、②廃棄物処理・再利用ではインド、インドネシア、タイ、アルゼンチン、③再生可能エネルギープラントではチェコやインド、④熱・エネルギー管理ではタイやブラジル、⑤下水・上水管理ではインドやタイ、⑥資源利用効率の高い物品ではインド、インドネシア、ベネズエラ、⑦環

境モニタリングではロシアなどがそれぞれ、2004年からの5年間で対世界輸入シェアを2倍以上に拡大させた。

一方で、途上国への輸出に際しては、相当の貿易障壁が存在することも事実である。各国の関税率をみると、環境物品の関税率は非農産品全般と比べ

図表Ⅱ-28 環境物品の主要国における単純平均実行税率（2009年）

（単位：％）

	非農産品全般	環境物品	①大気汚染管理	②廃棄物処理・再利用	③再生可能エネルギープラント	④熱・エネルギー管理	⑤下水・上水管理	⑥資源利用効率の高い物品	⑦環境モニタリング
米 国	3.3	1.7	1.6	3.3	1.4	2.9	0.0	1.5	0.9
カ ナ ダ	3.7	3.0	0.0	3.4	2.3	2.4	5.6	5.7	1.3
メ キ シ コ	11.1	9.7	7.1	7.0	10.1	5.3	14.2	9.2	15.0
E U	4.0	3.0	2.2	3.0	3.0	4.4	3.2	3.0	2.6
ノ ル ウ ェ ー	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日 本	2.6	0.5	0.0	1.3	0.1	0.0	2.3	0.0	0.0
中 国	8.7	9.9	7.5	8.6	9.8	7.5	15.2	13.7	7.0
韓 国	6.6	7.7	8.0	7.8	6.3	8.0	8.0	8.0	7.6
イ ン ド	10.1	8.5	7.3	8.3	7.8	8.8	10.0	10.0	7.5
オーストラリア	3.9	4.1	4.2	4.9	3.5	6.3	5.0	5.0	0.0
ブ ラ ジ ル	14.1	14.0	13.3	12.3	12.5	13.0	13.6	15.3	18.0

〔資料〕 World Tariff Profiles2009, Tariff Data Base（いずれもWTO）から作成。



て比較的低い。しかし、途上国では相対的に関税が高く設定されている（図表Ⅱ-28）。例えば、環境物品を6ケタベースでみた際、ドイツからの輸出額が最も大きい、電気制御用または配電用のパネル（使用電圧1,000ボルト以下）（HS853710）については、米国が平均2.7%、日本が無税であるのに対し、中国では平均6.1%、メキシコでは同8.1%、インドでは同7.5%となっている。途上国への輸出拡大のためには、関税引き下げを中心とした貿易障壁を削減することが重要な課題の一つである。なお米国では、環境物品の貿易障壁引き下げ措置を、WTOの場で複数国間協定として締結すべきという意見も出ている。実際、IT関連製品の関税を無税とする情報技術協定（ITA）のような形式を環境物品にも当てはめられれば、全加盟国による合意には至らずとも、相当程度の効果はあると考えられる。関税の撤廃および、より正確な貿易額把握のためにも、今後環境物品の定義についてWTOでの議論が進むとともに、国際的な品目別統計が整備されることが期待される。

## 5. 注目されるFTAの本格活用と「貿易と環境」

### (1) 正念場迎えるドーハラウンド

2008年後半以降の景気後退局面で、世界的に顕在化した貿易制限的措置導入の動きは、今後も警戒を続ける必要はあるものの2009年後半以降、総じて沈静化しつつある。貿易救済措置の調査開始件数も2009年第4四半期以降は顕著に減少している。

貿易制限措置が一服した要因は、世界経済の景気回復とともに、G20など各種のサミットにおいて保護主義を回避する方針が何度も確認されたこと、さらにはWTOによる監視が効果的に機能したことなどが挙げられる。また、採用された貿易制限的措置はおおむね、WTOの各種ルールの枠内にとどまり、高度な司法機能を有するWTOの存在自体が保護主義的措置の拡散の歯止めとなったと指摘できる。WTOの司法機能の存在感が改めて確認されたと言える。

一方、司法機能で引き続き存在感を発揮するWTOは、立法機能を果たすべき貿易自由化の面で正念場を迎えている。現在、交渉中のドーハラウンドは、2001年に交渉を開始して以来、既に9年が経過したものの、いまだ交渉妥結の糸口がみえない状況にある。各種の交渉分野のうちこの1年では、貿易と環境、貿易円滑化については交渉に一定の進展がみられるものの、非農産品市場アクセス、農業交渉などその他の分野については、交渉の山場を迎えて最終的には決裂した2008年7月の非公式閣僚会合以降、目立った進展はみられていない。WTOにおける貿易自由化は世界大での自由化につながるものであり、ドーハラウンドの早期妥結が期待される場所である。

一方、ドーハラウンドが停滞する中、各国・地域は通商交渉の手段としてFTAを重視しており、FTAの発効件数は年を追うごとに増加している。2010年6月1日時点で世界のFTA発効件数（関税同盟含む、WTO通報ベース）は187件、この内、2000年から2004年の発効件数は53件、2005年以降では68件と2000年代に急増している。

### (2) FTAの本格運用時代に入ったアジア大洋州

世界的にFTA発効が相次ぐ中、日本企業が幅広い生産ネットワークを広げるアジア大洋州では、2010年からFTAの本格運用時代を迎えている。AFTAやASEAN・中国FTAなど発効済みのFTAでは2010年1月から無税化が大きく進展し、またASEAN・豪州・NZFTA、

ASEAN・インドFTAが2010年1月に発効したことで、ASEAN+1のFTA（ASEANと日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド）がすべて発効した。

無税化の進展とFTAネットワークの拡大によって、アジア大洋州はより一体的な市場へと変容しつつあり、同地域で事業展開する日本企業にとっては重要なビジネス環境の変化が起きている。

また、アジア大洋州は生産拠点から消費市場としての存在感を高めている。先進国経済は金融危機以降、景気回復傾向をみせるものの、いまだその力強さは限定的である。一方、アジア大洋州では中国、インド、ASEAN諸国などが旺盛な内需を中心に世界経済の牽引役として浮上している。今後、アジア域内で製造してアジア域内で販売するビジネス形態が増えていくとみられる。アジアの内需を取り込む上では、一層、FTAによる貿易自由化が日本企業を含めたビジネス活動を促進する効果を持ってくると考えられる。

市場の一体化が進むアジア大洋州では、生産面ではFTAを活用した効率的なサプライチェーンの構築が、販売面ではFTAを活用した内需開拓が一つの課題となっている。アジア大洋州は今まさにFTAを本格的に運用する時代に入っている。

### (3) 「貿易と環境」は通商政策の新領域

世界的に環境問題、特に気候変動対策への取り組みが重視される中、通商政策の分野で議論が活発となっている分野が「貿易と環境」である。

現在のドーハラウンドにおいても貿易と環境は、①既存の多国間環境条約で規定された貿易義務とWTOの各種ルールとの関係の明確化、②環境物品の特定とその関税の撤廃を交渉対象にしている。

環境物品の関税撤廃については、ドーハラウンドで合意されれば、日本企業にも新たなビジネスチャンスをもたらすことが期待される。環境物品の世界の貿易額は1,825億ドル（ジェットロ推計、2009年）におよび、大きな市場がある。一方で、途上国を中心に高い関税が課せられていることが多く、関税撤廃は日本の輸出促進につながることを期待される。

さらに、2009年以降、急速に先進国において関心を高めているのが、気候変動対策における国境措置をめぐる議論である。先進国では、今後、温室効果ガス（GHG）の排出量取引制度が各国で本格的に導入されていく見込みである。一方、GHG削減義務は開発途上国には課されていない状況が続いている。2009年12月のCOP15でも、途上国にも削減義務を求める先進国と途上国の対立が顕

在化し、途上国を含めたGHG削減義務の国際的な枠組みの構築はめどが立っていない状況にある。そのため、このまま先進国で本格的なGHG排出削減義務が導入された場合にはカーボンリーケージが発生し得ることが懸念されている。カーボンリーケージとは、特定国・地域で厳しいGHG削減義務が課された場合には、厳しい規制を導入した国・地域の輸入と輸出双方で、規制の緩い国で製造された製品に代替される効果が生じることで、企業の生産拠点が規制の緩い国に海外移転することで、結果として地球全体でGHG排出量が削減されない、もしくは増加することを意味する。

カーボンリーケージ対策として、先進国で導入が検討され始めているのが、輸入面では同等の削減義務が課されていない国・地域からの輸入品に対して、排出枠購入義務付けや国境炭素税を課すこと、輸出面では温暖化ガス削減のために支払った炭素税や要したコストの還付措置である。また、国境措置ではないものの、エネルギー集約産業などGHG削減義務導入によってコストが大幅上昇することが見込まれる特定産業に対して、無償排出枠供与、炭素税の減免をすることも検討されている。

こうした措置はWTOの各種ルールとの整合性などで数多くの課題を抱えており、実際に国境措置が導入されるかは定かではない。しかし、GHGの排出量取引制度が先進国で本格的に導入されていくことが見込まれる中、「貿易と環境」は通商政策の新領域となっている。気候変動対策は、ビジネス活動にも大きな影響を及ぼすことが予想される分野であり、今後の動向が注視される。